

第2回妹背牛町議会定例会 第1号

平成28年6月16日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1) 会務報告
 - 2) 例月出納検査報告
 - 3) 有限会社 妹背牛振興公社の経営状況に関する件
 - 4) ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について
 - 5) 町長 行政報告
 - 6) 教育長 教育行政報告
- 4 報告第 3号 平成27年度妹背牛町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 5 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度妹背牛町一般会計補正予算（第11号））
- 6 一般質問
 - 1) 工 藤 正 博 議員
 - 2) 石 井 喜久男 議員
 - 3) 赤 藤 敏 仁 議員
 - 4) 佐 田 恵 治 議員
 - 5) 田 中 一 典 議員
 - 6) 広 田 毅 議員
- 7 議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 8 議案第42号 妹背牛町長及び妹背牛町副町長の給与月額等の特例に関する条例について
- 9 議案第43号 妹背牛町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 10 議案第44号 平成28年度妹背牛町一般会計補正予算（第2号）
- 11 議案第45号 平成28年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 12 議案第46号 平成28年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 13 発議第 3号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 14 発議第 4号 TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書
- 15 議員の派遣について
- 16 閉会中の所管（所掌）事務調査の申し出について

○出席議員（10名）

1番	工藤	正博	君	2番	佐田	恵治	君
3番	田中	一典	君	4番	石井	喜久男	君
5番	広田	毅	君	6番	鈴木	正彦	君
7番	渡会	寿男	君	8番	赤藤	敏仁	君
9番	向井	敏則	君	10番	宮崎	博	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	寺崎	一郎	君
副町長	中山	高明	君
教育長	土井	康敬	君
総務課長	廣瀬	長留次	君
企画振興課長	三山	弘	君
住民課長	西山	進	君
健康福祉課長	石井	美雪	君
建設課長	丸岡	隆博	君
教育課長	浦本	雅之	君
農政課長	廣田	徹	君
農委事務局長	篠原	敬司	君
会計管理者	成瀬	勝幸	君
教育委員長	渡辺	倫代	君
代表監査委員	高橋	久夫	君
農委会長	吉澤	良二	君

○出席事務局職員

事務局長	滝本	昇司	君
書記	北口	幸恵	君

◎開会の宣告

○議長（宮崎 博君） 皆さん、おはようございます。ただいま議員全員の出席がありますので、これより平成28年第2回妹背牛町議会定例会を開会します。

◎町長挨拶

○議長（宮崎 博君） 町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介します。
町長。

○町長（寺崎一郎君） 改めましておはようございます。ただいま宮崎議長さんのお許しを得ましたので、一言挨拶をしたいと思います。

議員の皆様には、6月に入られまして、昨日は妹背牛町戦没者追悼式など何かとご繁忙をきわめる中、平成28年第2回定例会の開催をお願い申し上げましたところ、議員全員の出席を賜り、ここに開催できますことを感謝とお礼を申し上げます。

今回この定例会にご提案申し上げております案件につきましては、報告1件、承認1件、議案6件であります。よろしくご審議の上、ご確定賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

◎開議の宣告

○議長（宮崎 博君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮崎 博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、広田毅君、鈴木正彦君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（宮崎 博君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、6月16日と17日の2日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は2日間と決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（宮崎 博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

1、会務報告、2、例月出納検査報告、3、有限会社妹背牛振興公社の経営状況に関する件、4、ふるさと妹背牛応援寄附運用状況について、以上4件はお手元に配付したとおりでありますので、お目通し願います。

◎町長の行政報告

○議長（宮崎 博君） 5、町長の行政報告を行います。

町長。

○町長（寺崎一郎君）（登壇） 行政報告に先立ちまして、本日北海道新聞の朝刊で報道されました固定資産税の過年度課税誤りにつきまして深くお詫びを申し上げます。二度とこのような事務的ミスが起こらないよう職員ともども気を引き締めて今後の行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。誠に申しわけありませんでした。

それでは、3月の第1回定例会以降の行政報告をさせていただきたいと思います。

まず初めに、平成28年度の需給調整実施状況についてですが、これは6月7日現在の状況で、米の配分面積は2,193.70ヘクタールとなっておりますが、JAグループ北海道の自主的取り組み面積は2,189.90ヘクタールであり、この面積に対する本町の水稲作付面積は2,188.64ヘクタールとなっており、本年度の地域間調整はございません。全体の転作率は30.3%になっておりまして、作物等の内訳ですが、例年どおり小麦、大豆を中心に作付され、交付金対象外の面積も合わせ953ヘクタールとなっております。

2番目に、平成28年産計画出荷米の予定数量であります。当初配分が若干前年度より増加いたしまして、本年度は21万560俵となっております。

さらに、3番目の水稲の生育状況についてであります。6月1日現在のものではありませんが、普及センターからの情報を把握したものとによりまして草丈、莖数、葉数とも平年を上回り、遅速日数は3日早いという状況になってございます。

4番目に、建設工事の発注状況についてであります。お手元に添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

5番目の主な政務につきましては、3月29日から30日と5月30日から6月1日に上京し、農水省及び国土交通省、道内選出の国会議員を訪問し、国営農地再編整備事業等についての予算確保の要請を行ってまいりました。診療所につきましては、新年度から鍋田医師から戸田医師にかわりましたが、町民からの評判もよく、鍋田先生同様地域医療に大きく貢献をいただいております。また、戸田先生からの強い要望により、今回の補正予算で携帯型心電計を購入する計画をしており、疾病の早期発見、治療に役立つことが大いに期待されるところであります。次に、地域づくり推進事業の一環として、妹背牛温泉ペペルの温泉療養効果実証事業を温泉博士と呼ばれる医学博士の松田忠徳教授に依頼し、健康増進、温泉による予防医療、アンチエイジング等の科学的調査及び温泉水を活用したメニューの開発を進めてまいりたいと考えております。また、ふるさと納税の増強計画とし

てカントリーの改修、冷蔵庫、色彩選別機、精米機等の整備を行い、妹背牛米のブランド化にも取り組んでまいりたいと考えており、今回の補正予算を計上させていただいておりますので、ご審議いただきたいと存じます。その他の政務につきましては、後ほどお目通しをお願いします。

6番目に、今後予定されている主な行事についてであります。もせうし夏まつりが8月7日に挙行される予定となっております。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 町長の行政報告を終わります。

◎教育長の教育行政報告

○議長（宮崎 博君） 次に、教育長の教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（土井康敬君） （登壇） 私から2月22日から6月2日までの教育行政についてご報告を申し上げます。

一般庶務関係では、2月22日、第2回の教育委員会を開催し、平成28年度の教育行政執行方針について並びに交通違反に係る学校職員の処分等について報告を行いました。

3月23日には第3回の教育委員会を開催し、学校医の委嘱をはじめとした教職員を含む教育委員会関係の人事異動についての報告を行っております。また、同日、北空知圏学校給食組合議会の定例会が開催され、町長並びに組合員議員として渡会議員の出席をいただいているところであります。新年度に入り、4月1日には教育委員会職員の辞令を交付しています。12日には、空知管内市町教育委員会連絡協議会総会、教育委員会議、教育長会議に委員長とともに出席をしているところであります。4月26日には第4回、5月27日には第5回の教育委員会を開催し、平成27年度の奨学生の諮問、認定を行いました。

次に、学校教育関係であります。次のページをお開きください。3月12日には中学校卒業証書授与式が、3月18日には小学校卒業証書授与式が挙行されました。卒業生は、小学生21名、中学生20名であります。4月4日に転任教職員8人に辞令交付式を行い、辞令を交付しているところであります。4月6日には、小学生20名、中学生20名の入学式が挙行されております。4月19日には、小学6年生と中学3年生を対象にした全国学力・学習状況調査を実施しております。5月に入りまして、13日に奨学資金運営委員会を開催し、奨学生の選定を行っているところであります。28日には、中学校の体育大会が開催されました。運動能力の高さを披露してきたことを報告させていただきたいと思っております。

社会教育関係についてであります。2月19日から25日まで学校作品展を開催、125名の参観をいただいたところであります。2月24日には、全国ダブルスカーリング大会が開催され、来賓として出席しております。3月16日には、文化財保護委員会を開催し、今後の文化財の保護について協議をいただきました。4月9日には盛翔年悠遊クラ

ブの開校、18日には社会教育委員の会を開催し、新年度の社会教育事業について協議をいただいたところであります。

その他の事項については、後ほどご参照いただきますようお願い申し上げまして、教育行政報告といたします。

○議長（宮崎 博君） 教育長の教育行政報告を終わります。

◎日程第4 報告第3号

○議長（宮崎 博君） 日程第4、報告第3号 平成27年度妹背牛町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これで報告第3号の報告を終わります。

◎日程第5 承認第4号

○議長（宮崎 博君） 日程第5、承認第4号 専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） 4ページの繰越明許費の補正で、廃止が888万1,000円と。その理由を教えてください。

○議長（宮崎 博君） 企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 不採択になった理由でございますが、加速化交付金につきまして10分の10ということで1,000億ということで国は募集しておりました。その中で、2次募集といたしまして100億ということで継続しておるわけでございますが、あくまでもソフト事業ということで自立性が求められておりました。その段階で、国からの最終的なものでございますが、自立性等に欠けるとということの中で不採択ということだったのでございましたので、よろしく願いいたします。

○議長（宮崎 博君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

お諮りします。承認第4号は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

◎日程第6 一般質問

○議長（宮崎 博君） 日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

1 番議員、工藤正博君。

○1 番（工藤正博君） （登壇） それでは、通告に従い、質問いたします。

質問の第1は、妹背牛の基幹産業である農業に多大な影響を及ぼすTPP承認とこれに関する法案に関する質問です。国会の中だけの問題ではありません。この妹背牛町からもTPP批准の強行は許さないという怒りの声を発信していかなければなりません。今年2月、アメリカ、日本など12カ国が署名したTPPに対して参加各国での国民の反対の声が湧き上がり、発効の見通しは立っておりません。ところが、安倍内閣は、早期発効に向けた機運を高めていきたいなどと前のめりに批准を強行しようとしています。TPPは、参加各国が関税を原則撤廃するもので、農産物輸入が完全に自由化され、農林漁業と国民の食料に大打撃となるものです。さらに、非関税障壁撤廃の名のもと、食の安全、医療、金融、保険、官公需、公共事業の発注、労働など国民生活のあらゆる分野で規制を取り払っていくものです。TPPは、国会決議に明確に違反するものです。2013年の国会決議は、農産物の重要5項目、米、麦、牛、豚肉、乳製品、砂糖は関税撤廃を認めない、除外、または再協議にするとしています。そこで、1つ目に伺います。署名したTPPに対してこれは明白な国会違反ではないと認められているのでしょうか。裏を考えると率直に見ることが重要だと思います。お答えください。

国会決議は、また交渉により収集した情報は国会に速やかに報告し、国民への十分な情報提供、幅広い国民的議論を行うことを求めています。ところが、安倍内閣によるTPP交渉は、入り口から出口まで徹底した秘密交渉が貫かれ、日本の参加条件とされた日米2カ国間の並行協議でも何が話し合われ、日本が何をどう受け入れたかもわかりません。しかも、協定は日本語が成文になっていません。附属書などこれらを含む全文の和訳の国会提出を求められているのに、英文8,400ページのうち6,000ページ分もの和訳が提出されていません。これでは国会議員も国民も一体何が何だかわかりません。2つ目に、これで国会や国民に十分な情報提供と言えるのでしょうか。また、町民に説明できるのです

ようか。お答えください。

農業の関税撤廃をめぐる安倍政権は、156のタリフライン、つまり関税区分の細目の関税を維持したなどと言います。しかし、段階的関税削減を含めて82以上の撤廃は、日豪EPA、経済連携協定やウルグアイ・ラウンド農業合意をはるかに上回るもので、史上最悪の農業潰しと言えますが、違うでしょうか。3つ目ですが、お答えください。

TPPの経済効果はどうなるでしょうか。安倍内閣は、貿易や投資拡大でGDPを14兆円押し上げる一方、農業への影響は牛肉、豚肉、乳製品等33品目が1,300億円から2,000億円の生産が減りますが、極めて過小評価しています。また、TPPは、80万人もの新しい雇用を生み出すと吹聴しています。しかし、この80万人はある分野で雇用が失われても労働者は他の分野へ自由に移動できるので、結果として失業は起きないという全く現実とかけ離れた想定になっています。TPPがもたらす深刻な打撃をないものと描くまやかしの試算で国民を欺くことが許されるでしょうか。4つ目に、農業への影響、非関税措置撤廃への影響について隠すことなく責任ある試算を示すべきではないでしょうか。行政もこういう試算が示されないと大変ではないでしょうか。国にしっかり求めるべきであると思います。お答えをいただきたいと思います。

次に、国民健康保険料に関連して質問いたします。政府は、国民健康保険の低所得者の多い保険者対策として、2015年から約1,700億円の財政措置を行いました。厚生労働省は、これについて被保険者の保険料負担の軽減やその伸びの抑制が可能、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果と記しています。その一方で、一般会計繰り入れについて引き続き計画的、段階的に解決するよう取り組んでいただくとする方向を強めています。2015年度から財政支援1,700億円を国保料の負担軽減、引き下げのための活用するのか、市町村が行っている一般財源の法定外繰り入れ解消にさせるのか、せめぎ合う状況となってきております。財政支援を着実に住民負担の軽減につなげる取り組みが重要になっていますが、何か具体的な取り組みを考えていますか。質問いたします。

次に、不登校対策法案について、正式名称は義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案、こういう非常に長い名前の法律ですが、これに関連して質問いたします。不登校をどのように捉えるか、専門家や国連の子どもの権利委員会の勧告は、不登校の背景に過度に競争的な日本の学校教育の問題があるという見方で一致しているようです。世界的にえり抜かれた人を養成するために子供たちを過度に競争的な学校教育に放り込み、競争についていけない子供は弱い子として切り捨てる。不登校の子供たちは、そうした学校と教育のあり方を問う存在であります。今回の法案に貫かれているのは、不登校は学校に適応できない子供の心の弱さの問題であるという見方です。この法律ができると、学校の問題は問われず、教育機関に適応できる子供とそうでない子供がさらにふるいにかかけられます。不登校の子供たちの中に新たな差別、選別の仕組みをつくるものです。不登校の子供たちの圧倒的多数とその親たちに大きな心理的重圧を与え、新たな悲劇を生み出しかねない危険な法律と言わなければなりません。そこで、伺います。

この法案は、拙速を避け、もっと当事者や関係者の声をしっかり聞いていくべきではないでしょうか。率直に伺います。

不登校の子供たちにとって一番必要なのは、安心して休む権利が守られることです。登校を迫る刺激にさらされることなく、安心して過ごさせる居場所があること、家庭がそうした居場所になれるような家庭への支援、フリースクール、親の会などへの財政的援助などが考えられます。教育の機会の確保以前に子供たちの自己決定権を尊重しながら、教育、福祉、医療の分野の垣根を超えた支援を受けられるように環境を整えることが必要であると考えます。教育行政の中で、不登校の子供たちが安心して過ごせる居場所などを今後考える必要はないでしょうか。お答えください。

この法律の目的は、教育機会の確保等としています。法律案には個別の状況に応じた支援、支援の状況に係る情報を共有することを促進、学習活動の状況や心身の状況を継続的に把握するなど書かれています。これが法律に書かれることによって学校が子供の状況を把握しようとして学校圧力を強めて、かえって子供たちを追い込むことになる可能性はないでしょうか。お伺いをいたします。

次に、障害者差別解消法に関連して質問いたします。この進んだ日本で障がい者差別を解消するために法律をつくる、これほど情けない話はありません。この法律は、今年4月に施行されました。障がい者の社会参加を促し、障がいのある、なしで分け隔てされず、ともに生きることのできる社会の実現を目指す土台の一つとなる法律です。差別の定義が明確でないなど不十分さはありますが、障がい者差別をなくす目的の法律が施行されたのは重要な一歩です。そういう意味では、施行を踏まえ、障がい者施策の拡充を進めることが重要です。障害者差別解消法は、2013年、全会一致で国会成立しました。対象は、障害者手帳を持つ人だけではなく、心身に障がいがあり、障がいや社会的障壁により日常生活などに制限を受けている人です。慢性疾患患者なども含まれます。この法律は、国、自治体、民間事業者が障がいのある人に対して正当な理由もなく、障がいを理由として差別すること、不当な差別的取り扱いを禁止します。例えば席があいているのに混雑する時間帯だからと車椅子利用者の入店を断ることをしてはいけません。また、合理的配慮の提供を国、自治体、民間業者に求めています。法律では、国と自治体には法的義務としましたが、民間事業者には努力義務にとどめました。そこで、伺います。社会的障壁を取り除き、障がい者の能力を発揮するには努力だけでは限界があります。なぜ民間にも法的義務としなかったのでしょうか。法律自体が差別をつくっていいのでしょうか。見解を求めます。

差別の定義も曖昧です。何が社会的障壁に当たるかについては、障がい者に意識表明を求めるとしていますが、それが困難な障がい者は少なくありません。障がい者が差別を受けたときに相談する窓口や救済の仕組みも位置づいていません。相談と救済の機能を果たす機関の設置が求められていますが、違うのでしょうか。お答えください。

最後の質問は、後期高齢者医療制度に関連し、伺います。後期高齢者制度は、2006年の法改正から10年、2008年の制度スタートから8年がたちました。今政府は、後

期高齢者被保険者の負担軽減のための保険料特別軽減制度を廃止しようとしており、参議院選挙が終われば保険料が2倍から最高10倍にもはね上がる人が出るまさに大改悪という大変な事態に今直面しています。後期高齢者医療制度は、それまでの老人保健法を名称ごとに変更して、高齢者医療確保に関する法律として発足させました。最も大きな変化は、75歳以上の高齢者、後期高齢者を国保や健保から引き離して、75歳以上だけの独立した保険制度をつくったことで全員から保険料を徴収し、医療給付など制度運営を行うことになりました。財政は、保険料、公費と現役世代からの支援金を入れて運営しますが、収入が少ない一方で医療費がかさむ後期高齢者の独立保険などというのは、基盤の極めて脆弱な仕組みです。法律自体その目的に医療費適正化、つまり医療費削減を掲げて、医療内容の差別化にも通じる規定が盛り込まれ、うば捨て制度と強く批判されたものです。既に8年が経過し、政府はしきりに制度の定着を口にしてはいますが、実際は高齢者の医療の切り捨てを許さないという国民の激しい闘いで、保険料特例軽減のようにさまざまな手直しをしてここまで運営してきたというのが実態です。

それでは、現状はどうなっているのかというと、被保険者数は2014年度、1,576万7,282人で、前年比2.1%の増です。保険料は、5期、16、17年度の平均保険料は第4期に比べて27円の増となります。年間6万8,000円近い保険料負担は、高齢者にとって重い負担となります。後期高齢者医療制度では、本来の低所得者保険料軽減に加え、9割、8.5割などの特例軽減が予算措置で行われています。国費800億円がこのために使われ、対象者は865万人、被保険者全体の55%に及んでいます。それだけ低所得者、低年金の加入者が多いことであり、こうした措置なしに制度が組めなかったということでもあります。政府は、時間が経過したとかほかの制度との公平とか言いますが、これはまさに実態を見ない議論であります。そこで、伺います。保険料特例軽減廃止の意味するものは何でしょうか。率直にお答えください。

以上を質問し、再質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、農政課長。

○農政課長（廣田 徹君） TPPのご質問にお答えをいたします。

1番目の国会決議違反ではないかというご質問でございますが、国会決議での内容、再生産可能となるよう除外、または再協議の対象とすることにつきまして国会で討論されておりました。その中では、重要品目につきましては3割が撤廃、無傷なものはないこと、そもそも除外、再協議の言葉がTPPには存在しないことから、決議違反に当たるという指摘をしております。一方、政府におきましては、除外という言葉はないもののTPPにおける特段の定め、例外があつて、それを確保したこと、5年後、あるいは7年後の見直し協議でも応じることはないこと、再生産可能となるようTPP関連政策大綱を示したことで国会決議を守ったというふうに主張しています。思うところはございますけれども、どちらの主張が正しいのか、この場では判断は難しいということもございますけれども、秋に予定されております臨時国会で最終的な判断が出るものと思っておりますが、農家、国民が

納得できるような内容になるようぜひお願いしたいというふうに思っております。

次に、2番目の十分な情報提供と言えるのか、町民に説明できるのかというご質問でございますが、協定全体のページ数につきましてはいろいろな表現がございます。いずれにいたしましても、膨大なページ数でありまして、和訳した約2,900ページと言われておりますが、日本に関係する部分のみ言っております、この内容につきましては全部が訳されてはいないというふうに考えております。また、先ほど議員からご指摘がございましたとおり、日本語の成文はないという状況でありまして、ある新聞社の意識調査では90%以上の農家の方が不安であるというふうに回答していますことから、十分な情報提供とは言いがたいのではないかとこのように思っております。今のままでは町民の方々にも正確な説明ができないというふうに考えております。ぜひ農家の方が納得できる説明を求めていきたいというふうに思っております。

次に、3番目の史上最悪の農業潰しと言えるかというご質問でございますが、確かに日豪EPAやウルグアイ・ラウンド農業合意を超える関税撤廃率、セーフガードの内容、牛肉などの関税率の削減があることは事実であるというふうに思っております。史上最悪の農業潰しと言えるのかは、1番目でお答えしたように秋の臨時国会の内容を待ちたいというふうに思いますが、日本の農業に影響を与えることは許されないというふうに思っておりますし、厳しく議論をしてほしいというふうに思っております。

最後の4番目の影響試算を国にしっかり求めるというご質問でございますが、米の影響試算だけを見ますと、北海道は国の試算方法をそのまま使っておりますので、影響額がゼロ円ということになっておりますが、他府県では独自試算として5県で82億円の減少をするという予測がございます。国の影響額は、お米についてはゼロ円ということで、全く違う状況でございます。その他調製品につきましても一部しか対象にしていないということや品目により影響額が過小であるという意見も出てございます。これらどちらが正確なのかは確実な判断が難しいというふうに思いますが、少なくともその考え方を統一すべきであるというふうに思っておりますし、国には再考をしてほしいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（西山 進君） 私から2番目の国民健康保険料についてご答弁申し上げます。

財政支援を国保料引き下げに活用するのかというご質問でございますが、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が平成27年5月に成立されております。国保への財政支援の拡充により財政基盤を強化するという一方で、低所得者の保険料軽減対象者の数に応じた保険者への財政支援としまして、平成27年度から1,700億円、29年度以降は毎年約3,400億円拡充されることになってございます。拡充の内容としましては、2割軽減対象者についても対象とするとともに、7割軽減、5割軽減の対象者の数に応じた財政支援の補助率を引き上げるなどの拡充となって

ございます。国では、公費1,700億円は現在の国保の保険料総額約3兆円の1割を超える規模として、先ほど議員言われたとおり、被保険者1人当たり約5,000円の財政改善効果があると試算されてございます。この財政支援というのは、低所得者対策の強化のため保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体への財政支援ということで、脆弱な国保会計への財政基盤安定の強化を図るための支援で、実質赤字の解消や保険料負担の軽減や保険料の伸び幅などの抑制などに支援となつてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 不登校法案につきましてご答弁申し上げます。

1点目の不登校の子供たちが安心して過ごせる居場所等を考える必要はないのかとのご質問ですが、学校基本法の本旨は学校で授業を学ぶというのが原則となっております。この間教育関連法が改正されまして、その弊害が現在不登校という数字になってあらわれているのかなと考えているところでございます。現在全国で約12万3,000人もの不登校の児童生徒が存在しております。その子供たちがみずから命を絶ったり、悪質な少年非行の被害者となる事件が多数発生してございます。北海道におきましても、平成27年の数字ですけれども、4,298人、この空知管内でも194名もの小中学生の不登校が報告されてございます。こうした現状からも不登校の子供が安心して過ごせる居場所等は当然必要であると考えております。例えば旭川市ですが、小学校で1校、中学校で3校、不登校学級を開設してございます。教育大学生等が教員ボランティアとして活動している事例がございまして、対応する教員が学生ということもございまして、不登校児童生徒も通いやすく、効果があるというふうに聞いております。また、不登校となった理由によっては、1カ所に集めるのがよいのか、個別に対応するのがよいのか、この判断が難しく、慎重な対応が必要であるということも伺っております。

先ほど道における不登校の数値申し上げましたけれども、ここ北空知では小学校3名、中学校10名という数値が不登校として報告されてございます。幸いにして本町の小中学校では、長期不登校の事例はございませんけれども、高校に進学した後に不登校となってしまう事例はございます。こういった場合、保護者からの要望があった場合ですけれども、牛田地域教育推進専門員による家庭訪問や個別相談、あるいは不登校による勉強のおくれを見るなどの支援も行っているところであります。また、町としましても小中学生、高校生を問わず、家庭環境等何らかの対応が必要と判断される場合は、健康福祉課等を中心として関係機関と連携した要保護児童対策地域協議会、この組織におきまして対象児童生徒への対応策や支援等の検討を行っているところでございます。

現在道教委におきましてもフリースクール、モデル事業等の不登校対策を実施しているところでありますけれども、今後近隣において不登校対象者が増加するのであれば、町単位ではなく北空知圏域での対応が効果的と考えておりますが、まずは地域において安心で

きる居場所づくり、あるいは支えてあげる環境づくりが重要だと考えてございます。

2点目の法律案によって子供たちを追い込むことになる可能性はないのかとのご質問ですが、当法律案の正式名称、先ほど工藤議員からもご説明ございましたけれども、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律であり、通称不登校対策法と呼ばれております。今月1日に閉会した第190回通常国会に提出された法案でしたけれども、継続審議となったため、今後どのような内容になるのか不透明でもございます。あくまでも第190回通常国会に提出された法律案に基づく答弁であるということをご理解いただきたいと存じますけれども、この法律案第3条第2項におきまして個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援、これを基本理念としてございます。不登校に至る経緯は、いじめや体罰、あるいは交友関係や家庭環境等さまざまな原因がございますが、義務教育に係る児童生徒である以上在籍する学校や自治体、教育委員会がその子の状況把握や状況に応じた対策を講じることはごく当然の行為であると考えます。法律案としましてもさまざまな手厚い対策を講ずるよう規定してございますけれども、取り組み方や対応の手段によっては子供や保護者へ圧力をかけてしまうという可能性は否定できません。特に無理やり学校に登校させる等の行為は、子供や保護者への強い圧力となります。追い込むことにならないように配慮することは極めて重要と考えます。もっと当事者や関係者の声をしっかり聞いていくべきとのご指摘ですけれども、まさにおっしゃるとおりだと思います。子供たちを救うための法律であるべきであり、今後十分に審議していただきたいと考えますけれども、この法の内容にかかわらず、何よりも学校は全児童生徒に目を配り、子供が発するサインを見逃さず、前兆を把握し、適切な初期対応を図ることが何よりも大切であると考えますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石井美雪君） 4番目の障害者差別解消法についてご答弁申し上げます。

既にご承知のこととは思いますが、この障害者差別解消法では第8条に事業者における障がいや理由とする差別の禁止の中で合理的配慮の提供が規定されています。初めに、合理的配慮の提供についてご説明をさせていただきます。障がいのある人が障がいのない人と平等に人権を享受し、行使できるよう一人一人の特徴や場面に応じて発生する障がいや困難を取り除くための個々の調整や変更のことです。障がいのある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場面があります。この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や会社、お店などの事業者に対して障がいのある人から何らかの対応を必要とされているとの意思が伝えられたときに、重過ぎない範囲で対応することと義務づけられています。しかし、事業者等に対しては対応に努めることとなっております。これを合理的配慮の提供といいます。ご質問は、なぜ事業者には努力義務としたかということですが、合理的配慮は具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであると思います。したがって、事務事業への影響や物理的、人的、さらには財政や経営にも及んでいきます。配慮を行う側にも資源の限界があるため、努力義務にとどまったものと解

釈をしているところです。

次に、障がい者が差別を受けたときに相談する窓口や救済の仕組みについてご説明をいたします。この法律では、第17条に地方公共団体の機関であって医療、介護、教育などの事務に従事するものは、障がいを理由と差別を解消するための取り組みを効果的かつ円滑に行うため障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるとなっております。本町では、本年度内に向けて設置ができるよう協議を進めているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（西山 進君） 5番目の後期高齢者医療制度についてご答弁申し上げます。

保険料の特例軽減廃止の意味するものは何かのご質問でございますが、後期高齢者医療制度は平成20年度から開始されまして8年が経過しております。この制度の対象者は、75歳以上で低所得者が多数占めていることから、国保と同様に低所得者の均等割7割、5割、2割軽減と被用者保険の被扶養者だった者の軽減として均等割5割軽減、所得割は賦課しない内容が当初法定軽減として政令本則で定められております。しかし、制度施行に当たり、当時は激変緩和の観点から特例軽減措置が導入されました。この軽減は、低所得者のさらなる保険料軽減として均等割9割、8割、7割の軽減、所得割5割の軽減、元被扶養者の保険料軽減として均等割9割の軽減となっており、低所得者に対しまして特例軽減措置がされております。

そこで、特例軽減措置の廃止の件でございますが、医療保険制度改革の中で国保での軽減割合は最大7割となつてございまして、不公平をもたらしているということから、保険料軽減特例は段階的に縮小すると。その実施に当たっては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することにより低所得者に配慮しつつ、平成29年度から原則的に国保と同じ均等割7割、5割、2割軽減に戻すとともに、急激な負担増となるものについてはきめ細やかな激変緩和措置を講ずることとし、激変緩和措置の具体的な内容については今後検討していくというふうになってございます。どうぞご理解を賜りたいと存じます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） まず、TPP問題に関連してですが、課長はわかり過ぎていますから非常に答弁に苦勞されているというのはよく伝わってきます。しかし、全体がいかにか秘密交渉であるか。国会議員にも国民にも知らせないで事を進めようとするのがそれがいいことなのか、悪いことなのか、これは小学生に聞いてもわかることではないでしょうか。これをやろうとしているところに大問題があるわけです。答弁にあったとおり、90%が非常に不安だというふうな答えも当たり前だと思うのです。

そういう中で、今本当に何を政府に求めるべきかということが必要になってくると思う

のです。私たちは、今政府が行うべきことは、農産物の価格保障と所得補償を組み合わせ、安心して再生産できる農業をつくるということであると思うのです。そして、国民への食料の安定供給、食料自給率を引き上げていくことこそが最大の責任だと思うのです。国会で決めたことを破ってまでアメリカとどうして一緒に心中しなければならないのか。非常に私は不思議でなりません。そういう点では、国民の懐を温める経済への抜本的な転換をします。そして、アジアと世界で各国の経済主権、食料主権を尊重し合わなければならないし、平等、公平、対等で同じ恵みを分かち合う、そういう経済関係を発展させる貿易としてのルールづくりを先にするべきではないでしょうか。TPPをやることではありません。こういうルールづくりなどの先頭に立つべきことこそが日本の経済、食料、ひいては我が妹背牛の基幹産業と経済を発展させる道であるとは私は確信しています。庁舎に掲げられている懸垂幕にふさわしい行動を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。この点についてだけは町長の見解を伺っておきたいと思います。

次に、国保料に関して、課長から報告あったとおりであります。しかし、財政支援をする、すると言っているけれども、消費税は2年半に先延ばしせざるを得なくなってしまうと。国全体の借金もふえるばかりだという中で、こういう財源を確保する担保があるでしょうか。27年度から29年度は毎年1,700億円、最後の30年度で3,400億円投入すると。それで、全国の国保会計を標準化するというか、そういう狙いがあるのでないかなというふうに思っているのです。その上で、都道府県単位に国保を変えていくと。そうすると、保険料は天井知らずです。そういうところに進めるべきかどうか、それがいいのかどうか、この点では誰もいいと言う人はいないと思うのです。

私は、納付金方式、30年度にわたって進めてくる導入等の財政運営制度を改正すると。ちょっと読んでも僕的能力ではわからないのですが、安定化に向けて改革を進めるというふうに盛んに言うわけですが、本当に加入者にとってよい方向になっていくのか、私は大いに疑問を挟むところなのです。やっぱり当初のスタートの38%国民が負担するということまで戻っていかないと、これは幾ら論議しても自然増もふえていくわけです。私自身は団塊の世代のど真ん中です。本当に不安になってきます。まともに老後生活を送れるかどうかということも含めて、国民の多くは心配になっているわけです。その辺で国保料についてどういう形が一番いいのか。何でもかんでも政府におんぶにだっこせいというふうに私は言いませんけれども、やはりスタートの当初に戻して進めていくべきでないかなと。国全体としてのお金の使い方も間違っていると言ってしまうと終わってしまうわけですが、国保料に関してはそういう点で一番いい方法を今考えていかないと、都道府県一つになってから後悔するばかりだと思うのです。そうならないような方策を考えるべきだというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

それから、不登校対策について、私は今妹背牛に不登校の生徒がいるとかいないとか、そんなけちな話をしているわけではないのです。これからどんなときにこういうケースが出るか、出ないかわからない。だからこそ今から準備する必要があるのではないかという立

場で質問しているわけです。これもやっぱり法律をつくったからといってこういう状況がなくなるわけではないのです。不登校の子供たちにとって一番必要なのは、本当に安心して住むという権利が守られるかどうかということにかかっていると思うのです。

一例を挙げますと、報道によりますと兵庫県川西市の子供オンブズパーソン、よくわかりませんが、苦情処理とでもいうのでしょうか、困っていることやつらいことを相談員が聞いて、子供の側に立って、その要望を学校や教育委員会に伝えると。そして、改善や必要な支援につなげていくということをして、改善が進んでいるようです。まさにご答弁にあったとおり、健康福祉課との連携を強めていきたいのだということも当然なことですし、ただ北空知圏域まで広げていって、本当にそれぞれのまちのことがカバーできるかどうかという点では僕は問題があると思う。そういう子供たちが協議会にお願いしに行きますか。やっぱり妹背牛の窓口でしょう。教育委員会の窓口でしょう。その点ではしっかりとした相談の窓口をつくるということが必要だと思うのです。そういう点では、釈迦に説法かもしれないけれども、不登校の子供が出たときに早く学校に行きなさい、早く学校に来るべきだということを目標に上げると、結局子供を管理して登校圧力になってしまうという点では、舛添さんではないですけれども、機微に関することです。そう簡単には言えないと思いますけれども、必要なことだと思うのです。それで、時間を急ぐのではなくて、十分な休養が必要であったり、やはりその子自身の自分自身をしっかりと取り戻すということがないとこの問題は解決しないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。何を答えてもらっているのかわからないような質問になりましたけれども、教育長さんならわかってもらえるでしょう。

次に、障害者差別解消法について、最初に言いましたけれども、こういう法律をつくらないと障がい者に対する差別がなくなる国というのは本当に情けない国です。合理的配慮の提供ということで申し上げると、視覚障がい者が試験を受けるときは点字で行うことや聴覚障がい者が参加する会議には手話通訳を配置する、障がい者が障がいのない人と同じようにできるようなこと、それぞれの障がいに応じて行うということを目指しているのです。もし障がい者が差別を受けたときに相談する窓口や救済の仕組みもこの法律ではしっかりと位置づいておりません。北空知で協議会を何とか進めたいということはわかります。しかし、法律の中ではそれは位置づいておりません。相談と救済の機能を果たす機関、これは協議会だけに求めるだけではなくて、しっかりと町村、町としてもその機能をつくっていくべきではないかということですが、お考えがあればお答えいただきたいと思います。

それから、障がい者の社会参加には障がいの障壁を取り除く障害者差別解消法と障がい者の暮らしを支える福祉施策がまさに両輪になると。でないとなかなかうまく進まないということはお承知のとおりだと思うのですが、政府は応益負担を強いる障害者総合支援法を制定した。しかし、これは障がい者の社会参加を促進させる法律ではありません。障がい者に対する法律の整合性が不足していると私は言わざるを得ません。それはなぜか。や

はり関係者団体との話し合いが充分ではないというよりも不足している。まさに障がい者の声に応えた改正が僕は必要だというふうに思うのですが、お答えをいただきたいと思います。

次に、後期高齢者の関係で言いますが、ご答弁のとおり、いろいろ説明はされましたけれども、医療費で見ると2014年の国民医療費は約40.8兆円、その中で後期高齢者が占める費用が14.5兆円、ここだけ見てもより医療を必要とする人たちがここにあるということが言えると思うのです。特例軽減を廃止すると、段階的と言いますがけれども、どちらにしても負担がふえるという返答には変わりないのです。試算によると、保険料が8.5割軽減の場合は2倍になると、この特例措置が廃止になってしまうと、9割軽減の場合は3倍になると。健保の被保険者だった9割軽減の人たちは、何と5倍から10倍にはね上がってしまうという試算があるのです。幾ら段階的だといってもこういう方向になっていくわけです。

具体的な例を挙げますと、月額6万4,400円の年金収入の保険料が年額5,650円なのです。これが軽減措置が廃止されると5万6,500円と。まさに10倍にはね上がってしまうと。政府は、盛んに急激な負担増にならないようにきめ細かな激変緩和措置を講ずると言っているけれども、先ほども言ったけれども、幾ら緩和措置段階的にしても結果的にはふえていくという結論には変わりがないということが言えるのです。今、後期高齢者の年金収入の現状は、平均が127万円、基礎年金満額の80万円以下が約4割も占めている。この階層は、ほかに所得がないというのが圧倒的なのです。その半分近くは50万円以下です。月々5万円に満たない年金で暮らしているのです。こんなぎりぎりの人を含めて低年金の高齢者に負担を本当に押しつけていいのかどうか。ここをやっぱりしっかりと支えるような制度でないとあかんと、大阪弁になってしまったけれども、だめだというふうに思うのです。その点のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上で再々質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 私のほうからTPPの承認と協定批准についてお答えをしたいと思います。

先ほども答弁あるいはご質問のとおり、アンケート調査では9割以上のJAの組合長が決議が守られていないと答えています。正式に国会決議違反であるかどうかは最終的に国会が判断を下すことになると思っておるところでございます。そんな中、昨年27年度の補正予算ということで、TPP関連で本町で行われております国営農地再編整備事業には9億7,000万ほどの補正予算がついて、今年10区地区がほぼ完了ということで、あともう一、二年で先が見えたのかなと。TPPの予算のいい、悪いは別にしましても、そういう恩恵もあったことも一部お知らせをしておきたいと思えますし、地方創生ならぬ地方崩壊にならないようなTPPであってほしいと考えております。

そんな中、3月に行われました空知の町村会でもTPP問題における空知管内の課題あ

るいは提案をまとめているところでございまして、この後全国、全道町村会にも申し入れる予定になっております。空知14町村やっぱり一番多かったのが基盤整備事業の推進、そして恒久的な所得補償政策という2点がどこ町も課題提案をしているところでございます。

日本は、外国産の農林水産物に高率の関税をかけ、農業を守ってきましたが、しかし価格は基本的に市場に委ねるべきと考えます。関税をなくせば価格は下がり、消費者には恩恵となると思いますが、当然農家の収入が減ります。それは、先ほど議員ご指摘のとおり、直接補助金ということにすればいいのかなというふうに考えております。米の直接支払いも含めて、実際アメリカは農家に補助金を年間約10兆円、欧州連合は8兆円も支出しています。日本の農業は補助金漬けとの批判がありますが、実際農林水産省の予算は全部入れても2兆数千億しかありません。これまで町村会を通じて要請をしておりますが、農業に少しでも影響が出ないように、また持続的に安心して営農ができるような制度を早急に確立することを今後も事あるごとに国へ要請していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

あとは担当のほうから。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（西山 進君） 2番目の国民健康保険料でございます。消費税の引き上げの延期に伴う影響につきましては、1,700億円の財源は後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入、協会けんぽの国庫補助率の見直し、被保険者の所得水準が高い国保組合の国庫補助率の見直しにより浮いた額を1,700億円に充てるということになっておりますので、財源は消費税ではないので、消費税が引き上げが延期になっても公費の拡充はされるというふうになってございます。

また、国民健康保険は、構造的に保険料負担能力の低い低所得者層の加入割合が高いという部分でございまして、大変厳しい会計になってございます。今後平成30年に広域になるわけですけれども、そうすると結構負担がどうなるのか、あと国の負担どうなるのかという部分が出てきますけれども、今後は国庫負担の引き上げ等につきましては国保連合会、市長会、町村会の3者共催による陳情等を国、道へ要望していきたいと。また、国保制度改善強化全国大会が毎年11月に行われておりますので、そのときに国会や政党、政府関係者に陳情していきたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（宮崎 博君） 教育課長。

○教育課長（浦本雅之君） 不登校対策法案について再質問にお答えいたします。

工藤議員から当法案に対するというよりも不登校対策そのものに対する厳しいご指摘をいただいたのかなと考えているところでございます。当初この法案につきましては、不登校により本来受けるべき授業を受けていない場合でもフリースクールや夜間中学、あるいは個別学習計画による家庭学習、こういったものを義務教育として公認する法律として着

手されておりまして。実現すれば義務教育の形態は多様化し、子供が学びの場を選択できる可能性が広がると期待されたようではございますけれども、不登校を助長しかねない、個別学習計画に縛られ自由が束縛されると、また保護者による個別学習計画の作成ができないといった反対意見も多かったようでございます。また、中学時代をフリースクールで過ごした生徒が普通高校を受験できないという弊害もございます。フリースクール、聞きなれないと思いますけれども、例えば昔でいきますと戸塚ヨットスクール、そういったような組織がこのフリースクールという部分に当たるのですけれども、そういったところで過ごした部分についても義務教育として認めようという動きでした。ですけれども、学校側が学校に通える子供を正常として、通えない子供を問題視するという弊害から、特に不登校を経験している保護者からは子供たちを追い詰める、あるいは学校に行けない子供を排除する行為ということで反対の声が強かったというふうに聞いています。さらに、こうした声がありながら衆議院文部科学委員会での審議がされなかった、そういった経緯もありまして、本法案については継続審議となった経緯がございます。

法案としては、不登校児童生徒に対して学校以外での学びも認め、命を守るという観点から休養の必要性に配慮し、支援するといった点は評価されていますけれども、やはり古い体質から学校への復帰にこだわり、学校へ連れ戻す圧力が強まらないか危惧する声がありまして、評価が分かれている状況にあります。今後超党派フリースクール等議員連盟あるいは夜間中学等義務教育拡充議員連盟などで審議の上、9月下旬の臨時国会で審議される見込みとの報道がございますけれども、平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行されましたが、いまだにいじめによる重大事案はなくなっていないというのが現実でございます。この不登校対策法は、不登校となった児童生徒を支援することを目的とした法律であり、不登校防止策を定義するものではございません。したがって、たとえこの法が施行されたとしても不登校自体はなくならないものと考えております。工藤議員おっしゃったとおり、早期に法律を制定することを目的とはせず、不登校に悩む子供たちの現状に即した法となるよう期待するところであります。

先ほど答弁の中で北空知圏域でのというお話もさせていただきましたけれども、当然地元での対応をすることが必要となりますけれども、状況によっては長期間地元の学校に行けない児童生徒がいる場合については、環境のちょっと異なったところでそういったフリースクール等を開設する、そういった意味では北空知圏域で対策を講じるのも効果的かなと考えているところでありますけれども、何よりも子供たちにとって魅力ある学校運営に取り組むこと、不登校の前兆が見られた場合は早期に対処することが重要であると考えております。また、妹背牛町教育委員会としましては、不登校になった場合にどうするかではなくて、本町の小中学校から不登校児童生徒は出さないのだということを重点と捉えて、今後学校運営に当たっていく考えでございますので、ご理解をお願いし、再答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石井美雪君） 現在の本町における障がい福祉サービスについて若干ご説明をさせていただきたいと思います。

平成23年度の障がい福祉サービス利用者は、年間延べ540件でございました。平成27年度における利用者は、年間延べ789件となっております。約46%の利用者がこの4年間で増加していることになっております。また、この利用者42件中、課税世帯による負担義務者が2件で、所得に応じて費用負担が決定される応能負担率が5%になっております。逆に無料でサービスを受けている方は95%となっております。新たな障害者総合支援法の施行により障がい福祉サービスが充実され、個々のニーズに基づいた地域支援体系が整備されてきたものと解釈しているところです。

また、ご指摘がございました相談の窓口や救済の仕組みについてご説明申し上げます。障がいのある人もない人もともに暮らせる地域づくりの一步として、障がい者差別を解消できるよう地域での相談窓口が必須であると考えております。現在この法律に定める第10条の地方公共団体等職員対応要領の制定とあわせまして、第17条の障害者差別解消支援地域協議会の設置を来年度に向けて北空知1市4町において進めているところでございます。いましばらくお時間をいただきまして、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（宮崎 博君） 住民課長。

○住民課長（西山 進君） 後期高齢者医療制度でございますけれども、確かに議員言われたとおり、軽減措置が廃止になると2倍、3倍、5倍、10倍というふうな形にはなってくるのかなというふうに私も考えてございます。国では見直しに当たっては、対象者の高齢者の方々に不安が生じないような配慮が必要であり、また急激な負担にならないように今後検討していくというふうになってございまして、また北海道後期高齢者医療広域連合のほうでこの軽減廃止につきまして国に対して特例措置の恒久化の要望をこの28年の1月の広域議会で意見書を採択してございますので、ご理解をいただきたいなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

1番議員、工藤正博君。

○1番（工藤正博君） 不登校対策で、まずは不登校対策法案を見て、議論を国会その他で聞いていただいて、これが不登校解決の道になるのかどうか大いに委員会の中でも議論を進めていただきたいというのが1つです。

もう一つは、提案が1つですが、教師とともに保護者や地域の人たちが参加するいわゆる教育の集い、これを毎年開いて、不登校だけのそういう狭い考えではなくて、不登校や登校拒否、いじめ、自殺問題などなどたくさんあると思いますが、教育課題や成長発達をどう保障していくのかなどの議論を積み重ねていくということが非常に大切ではないかなというふうに思っております。これらの事柄について具体的な議論をぜひ進めるべきではないかなというふうに思っておりますが、お答えをいただきたいと思います。

次に、障害者差別解消法に関連して、全国重症心身障害児（者）を守る会の北浦雅子会長の息子さんは、生後7カ月で種痘接種による脳炎の後遺症で重症児になってしまいました。右半身麻痺、言葉も話せず、けいれんがひどく、13歳でようやく軽減になったと。彼は、40歳で寝返りをようやく打つようになる。ある指導委員のかかわりで48歳で絵筆を持つようになって、絵を通して自分の心を表現できるようにもなりました。したがって、発達支援は、差別から守るには個性に応じて豊かにいつまでも児者一体運用で行われるべきであると教えてくれていると思うのです。障がい者のかかわりの一つの例を紹介しましたがけれども、障がい者を差別から守るといふことのこの守るといふことは、何かが起こる前に未然に対応することであって、それを実現するには起こり得る問題を見きわめて、どうすればよいのかを考えて、やるべきことを訓練し、起こり得ることに備えることだというふうに思います。それだけに、先ほども言いましたけれども、差別を解消するといつても法律だけではなかなか解決できるものではありません。地域社会の環境づくりなど気の長い根気も求められる重要な仕事です。現場の苦労は、私たちの想像を超える並大抵なものではないと思っています。障がい者の声に、障がいのある子と生活する親の声に応えた改正を、それらのことを国や道に反映していくべきではないでしょうか。そのお気持ちは当然あると思いますし、その決意を聞かせていただきたいと思います。

最後に、後期高齢者の特例軽減の問題についてですが、この後期高齢者医療制度は、高齢者を独立保険に切り離して、保険料の際限ない引き上げを押しつけることで保険料の値上げを我慢するか、医療の縮小を我慢するか、どちらか選べということに追い込んでいく制度だと私は考えています。現に厚生労働省の幹部はどう言っているか。2008年の1月、老人医療企画室室長補佐が医療費が際限なく上がり続ける痛みを高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにしたというのです。よくぞ言ったものです。2013年12月には、高齢者医療課長がこう言っている。これからは高齢者にどんどん負担を求める時代だと。先の短い高齢者に基金を取り崩して保険料を下げるような優遇はすべきでないと、ここまで言っているのです。本当にひどいです。こういう人方が運用しているのです。まともではないです、これは。舛添さん以上かもしれません。そういう点では、特例軽減の廃止は、制度本来の狙いをむき出しにするという形になっているというふうに私は思っています。この特例軽減の廃止については、重大なことは後期高齢者の医療負担を2割にすると。それを議論し、具体化しようとしており、高齢者にとって病状悪化につながる危険な受診手控えを生んで、金の切れ目が命の切れ目、これを生み出すようなことを国や道、また地方自治体が手をかしているのでしょうか。そうならないような努力を求めたいと思います。お答えをいただきます。

以上を質問し、終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、教育長。

○教育長（土井康敬君） 私から不登校対策法案についてのご答弁を申し上げたいと思います。

まず初めに、一般質問でこういった不登校問題についてご質問をいただくことに非常にこれをきっかけとしていろんな議論が起き上がるのかなというふうには思っているところであり、一例でありますけれども、不登校の当事者でつくる会の代表者の方がこんなことをおっしゃっています。この法案は、非常に大きなお世話であるという意味です。できればそっとしておいてほしい、それが私たちが望むものであると。ただ、我々も教育行政を預かっている者として、今工藤議員がおっしゃった学校圧力というのはあるというふうなご指摘もいただいているところであり、これは社会であったり、保護者であったり、全てがいろんなところで考え方を変えなければ全く追いついていかないものだというふうには思っているところでもあります。

そこで、町議会でのご質問でありますので、妹背牛がどのような対応をしていくかということですが、従来より課長が申し上げておられるとおりでありまして、町全体で取り組んでいくというのが姿勢となっております。通告にありますように、第9条ですか、個別の状況に応じた支援、それから12条になるのですか、情報を共有する、それから心身の状況を継続的に把握する、妹背牛町はこれ全部やっています。これは何かといいますと、対策ではなくて対応しようとしているということをご理解いただきたいと思いますので、ご質問いただいた議論をしていくこと、さらには具体的な案を出していくこと、これは非常に大きなご意見として承ってまいりたいと思っておりますし、現在健康福祉課、それから教育委員会、保育所も含めて、学校の教師も含めてさまざまな事案が起きたときには対応できる体制は整えているつもりでありますので、その辺もご理解いただき、本町では課長言うとおりに出さないといった姿勢で臨んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 町長。

○町長（寺崎一郎君） 私のほうから4と5、答弁をしたいと思います。

今回のこの解消法の目的は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することが目的となっております。先ほど工藤議員さんのほうからあった障がい者を守るという定義につきましては、私もそのとおりで同感をしているところでございます。これまで障がい者に対する擁護や差別、または障がい福祉サービスなど整備されてまいりましたが、障がいを持っている人で社会に出られない方も大勢いることと思っております。大切なことは、身近にいる人が障がいに対し理解をして受け入れることだと思っております。そして、町全体で共生していくことがこの法律の目的達成につながると考えています。障がいについて町民の皆様にご理解をいただければ、今後とも啓発活動を行っていく所存でございますし、先ほど来の障害者差別解消支援地域協議会の体制が整うことでたくさんの障がい者の声が届くことを期待しております。そして、何か制度で必要な事項については、町村会等を通じて国に要望してまいりたいと思っておりますので、ご理解を願いたいと思っております。

また、後期高齢者医療制度につきましては、先ほどの課長答弁ともダブるかもしれませ

んけれども、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、6月8日、後期高齢者医療制度の安定運営に向け国庫負担割合の増加や高齢者の保険料負担率の改定方法の見直し、保険料の軽減特別措置の維持などの意見書を厚生労働副大臣に出しております。また、国庫負担の引き上げ等については、国保連合会、市長会、そして町村会の3者が共催による国保制度改善強化北海道大会を毎年10月に開催し、決議案を満場一致で議決し、国と道へ要望活動を行っております。また、国保制度改善強化全国大会を毎年11月に東京で開催し、あわせて国会、政党及び政府関係者への代表陳情を行うほか、各都道府県ごとに地元選出国會議員への陳情を行っております。先ほどどおり必要な事項につきましては空知町村会を通じて国に要望していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 以上で1番議員、工藤正博君の一般質問を終わります。

ここで11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） （登壇） 通告によりまして質問させていただきます。

1つ目は、町道について、町道南2条の対応について伺います。西4町内の住宅地の町道2条線は行きどまりでございます。住民の方が火災など起きると一方しか通行できず、火災時の活動、車で避難等がスムーズに行われるかどうかとご心配をなされております。通り抜ける道路が必要と思いますが、その辺をお伺いしたいと思います。

2つ目に、旧妹背牛幼稚園について、施設移行の状況についてお伺いします。旧妹背牛幼稚園は、町に移行になると聞いておりますが、現段階としてどのような推移をしているのかお伺いいたします。

2つ目に、移行になる前に施設周辺の廃タイヤ等の処理は行ってもらうべきと考えておりますが、お伺いいたします。

3つ目に、移行後の施設利用についてこれからの日程等があればお伺いしたいと思いますので、この点についてよろしくご答弁をお願い申し上げます。

再質問を残して、以上といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから1番目、町道南2条線の対応についてご答弁申し上げます。

町道南2条線については、議員ご指摘のとおり、行きどまりとなっております、特に

冬期間については除雪はUターンをしている状況であります。道路の機能としましては、除雪や災害、道路機能の利便性を考えますと他の路線と接続されており、通り抜けられるように計画するのが本来の姿ではないかと考えます。しかし、道路計画路線の諸条件によりまして、理想の計画とはならない場合があります。町道南2条線計画時には諸条件の支障があったのではないかと考えられます。町道南2条線と接続する計画路線としましては、道道深川雨竜線、町道南4条線の2案があるかと思われまます。高校跡地の利活用を検討していく中で、道道深川雨竜線と接続する道路を新設することが一番合理的ではないかと考えております。したがいまして、そういう方向で考えたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（中山高明君） 私のほうから旧妹背牛幼稚園施設の移行状況についてご答弁を申し上げたいと思ひます。

旧妹背牛幼稚園園舎につきましては、昨年の11月25日開催の行財政等調査特別委員会で無償譲渡の方向で検討している旨報告したところでございます。その後、平成27年の12月9日、正式に学校法人華園学園より無償譲渡について申し入れがありました。これを受けまして、町では無償譲渡契約を今年5月2日に締結して終了しているところでございます。あわせまして施設備品につきましても無償譲渡の方向で確認されておりますけれども、細部につきましては学校法人が行う周辺施設の環境整備が今週末終了する次第となっております。この中で、ご指摘のご意見ありました廃タイヤ等の後片づけについても学校法人で行う旨確認しております。双方で最終確認する作業を予定しているところでございます。

3点目の譲渡を受けた施設につきましては、昨年の行財政特別委員会の中でもご議論がございましたけれども、認定こども園の業務の補完、あるいは学童保育機能、在宅子育て世代の交流スペース、あるいは地域のコミュニティー施設としての利用、子供獅子舞や盛翔年悠遊クラブの利用など、そういった形の利用を想定しております。今後庁舎内部の検討会や議会等の意見を踏まえつつ、施設の点検整備を行い、平成29年4月利用開始を目指しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

4番議員、石井喜久男君。

○4番（石井喜久男君） それでは、町道2条の件でございますが、今課長のほうから答弁がありました。私も妹背牛高校跡地を使って道道のほうに抜けるのがベターだと思ひております。それで、その妹背牛高校跡地でございますが、これから論議になるのかなと思ひておりますが、町の対応として要はあそこの南2条はどっちにしても抜けさせないと、何にしても大変なところだと思ひます。それで、町の道路の用地の確保を道教委の

ほうにその部分をお願いするという事はできないのか。それができればあそこに2車線とは言いません。片側1車線、通り抜けだけでもよろしいと思います。できれば1車線、砂利道でもいいかなと思います。通行どめにして緊急のときに出るとか、そんな立派なものは今の段階で高校跡地が決まらない限りそういうことはできないかとは思いますが、その辺を道教委さんとお話しして、緊急なものだということを説明して、どうにか道路の土地を確保していただきたいと思います。お伺いいたします。

それと、旧妹背牛幼稚園の件でございますが、今ご答弁で5月の2日に一応譲渡ということになされているということで、それとあと廃タイヤ等は今月末をもって確認するというお話を聞きました。それで、私もあそこの近くに住んでいるもので、徐々にきれいにはなっておりますが、1つ心配なことがあります。あそこの立ち木でございます。雑木でございます。あれが太くなったとは思いますが、あれがフェンスを押し、そのフェンスの支柱がもうクラックが入っております。あれをそのままに放っておくと、あのフェンスは必ず倒れると思います。だから、あの樹木を伐採するなり、何かをしないと今後維持費はかかると思います。

それと、もう一つ、廃タイヤなんかは片づけられると思うのですが、車庫がありました、あそこに。それで、車庫の土場というのですか、あれを舗装しておりました。その舗装だけが残っております。それで、譲渡のときに両者がお互いに確認し合って、後でこれはおまえだろう、これはおまえだろうということのないように文書なりできちっと交わして、後腐れのない状態にするべきだと思います。

それと、今の管理は町が維持管理をするのか。ただ、今あそこは大変荒れております。草だらけでございます。それで、あそこは隣接が保育所でございます。保育所の子供たちは、いろいろあそこで運動もしています。そうすると、ヤブカや何か絶対発生すると思います。衛生上も悪いです。だから、その辺の管理をお伺いしたい。

以上、答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁、建設課長。

○建設課長（丸岡隆博君） 私のほうから町道南2条線の対応について再質問についてご答弁申し上げます。

道路の新設計画は、土地の利活用計画案と並行して進むことが私は合理的とは考えております。したがって、町道南2条線の道路機能の向上のため道道深川雨竜線との接続路線の新設については、高校跡地の利用計画を検討していく中で機能性、経済性を考慮して考えたいと思います。しかし、地域の方の要望もまたあるということでもありますので、接続路線の新設を先行して進めることができるか所管部署と協議、また議会の議員の皆様と協議を進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（中山高明君） 再質問にございました施設の現状の管理についてご答弁を申し

上げたいと思いますが、無償譲渡契約が5月2日で締結されておりますので、当然町の管理ということになりますので、今後は雑草ですとか周辺の草刈り、そういったものについては町が行うことになると思います。

なお、ご指摘のございました立木、雑木の関係、それから車庫の土場の関係、これらについては来週ぐらいに学校法人と現場で確認し合うことになっておりますので、その段階で改めて確認した上で対処したいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

○議長（宮崎 博君） 答弁終わりました。再々質問ありますか。

○4番（石井喜久男君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で4番議員、石井喜久男君の一般質問を終わります。

次に、8番議員、赤藤敏仁君。

○8番（赤藤敏仁君） （登壇） 通告に従い、一般質問させていただきます。

1つ目の質問ですが、商工業の減少対策について、担い手支援についてですけれども、現在全道の152商工会で昨年325会員が減少しました。単純に言いますと325件が店を畳んだということでありまして、全会員3万人を割りまして2万9,668人いますが、女性部員、同じ152部会で6,811人、約22.3%、これはどういうことかということには1つの商売でやっていけないということでパートがふえたり、ほかの仕事に行ってしまうということ。同じく青年部152部会で1,820人、約6.1%まで落ち込んだ。これもどういうことかといいますと、先が見えない、後を継がない、後を継がせたくないということで、幸いに妹背牛町の女性部46名いらっしゃいますが、現状では多いほうですけれども、夫婦で店を営業しているわけですのでございますけれども、片方1人になったときにできる商売とできない商売が出てきます。そのとき事業承継者がいれば、また必要になってくると考えますけれども、もっとひどいのは、ひどいと言ったら失礼ですけれども、商工会青年部、現在17名まで減少し、30歳未満が2人しかいません。実際の部員の中に店主が4人ぐらいいますので、これは商工会110ありますけれども、その店主にも含まれております。一昔前までは、お祭りのみこしに女性を乗せて練り歩いていた時代もありましたけれども、今は面影もありません。農業の担い手は少しずつふえてきているように思われますけれども、農家戸数の減少で農地も大規模化になり、農業法人もふえていくことになると思われます。これに対しても人材が不足すると考えられます。大きなまち、近隣町村は別として、地方へ行くほど人材が不足してきていることが現状であります。妹背牛町では、農業就農者に結婚時に5万円と祝金がありますけれども、これもほかと比べるとこれでいいのかなと疑問ですけれども、今現在商店街には事業承継者、就労者への助成はありません。結婚祝金は5万円ありますけれども、これも少ないのではないかと思います。今のうちから商店街の維持のために担い手支援を考えていかなければならないと考えますが、町の考えを伺いたいと思います。

2つ目、商工業の活性化対策について、商品券の積極的利用についてですけれども、昨

年は地方創生先行型として2度にわたるプレミアム商品券、また各種助成事業での商工会商品券が発行されまして、ある意味町に1億円近い金券が出回りました、地域での購買意欲を働きかけて、商店街では大変感謝しているところであります。前回のときは特定の商店に集中してしまったようですが、今回は工業、サービス業界にも利用され、大変よかったという声があちこちで聞こえてきます。毎年できればよいのですけれども、国、道の支援があって可能なことですが、町だけですと大変な事業になります。他町では、先行型と関係なく、金額は少なくとも毎年実施しているところもあります、妹背牛町としてはできないのか。また、新たな事業を考え、各事業での商品券の積極的な利活用はできないのか。商店街の活性化につながることでございますので、考えていかなければならないと思いますが、町の考えを伺いたいと思います。

以上で再質問を留保して終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長

○町長（寺崎一郎君） まず、商工業の減少対策について答弁をしたいと思います。

減少対策についてですが、商工会の会員の方々、また各部会の会員の皆様方には遊歩市、もせうし夏まつり、盆踊り、あるいは行政と連携した収穫感謝祭などに参加、ご協力をいただいております。商工青年部は、経営者及び後継者、また会社のご理解を得て、社員の皆様方より構成されてご活躍をされているところでございます。妹背牛青年部の部員の減少とのことから、会員の確保には年齢基準を延長したり、そのような経過も承知をしているところでございます。地方の人口減少の中、商工会青年部だけではなく、本町の基幹産業であります農業の担い手、JA青年部も減少傾向となっております。これから若い世代は町の活性化に必要な人材であり、何とか商工会として会員の加入などの展開をお願いしたいと思います。

今年度は、商工会事業での歩花灯設置事業、買い物もてなし事業など例年より予算の増額、あるいは青年部、女性部の創設50周年記念式典を女性部とともに実施する事業、さらに部員の道外視察研修などの実施の行事も予算を増額しております。ぜひ今回の青年部の道外研修に当たり、それぞれの訪問先での各市町村での商工会や青年部に対する支援策などをお聞かせいただければ本町での支援策などを検討させていただきたいと思っておりますし、祝金につきましても今後また検討していかなければならないと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、商工業の活性化対策について答弁をしたいと思います。昨年は、国の地方消費喚起、あるいは生活支援型交付金事業でプレミアム商品券の発行総額5,600万円ほど、あるいはその後道の事業で地域ふれあいプレミアム商品券ということで発行総額が約4,000万円ほどで、約9,600万円ほどを発行いたしておりますし、本町でも商工会の総会それぞれ行きますと本当に大きな成果があったものと認識をしております。現時点では町単費でのプレミアム商品券の発行についての考えはございませんが、国は2016年度秋の2次補正において消費喚起などの施策、プレミアム商品券の発行などの消費活性化

策を柱とする5兆円から10兆円の補正予算を提案するとの記事が6月の2日の北海道新聞にありました。現時点では国の動向を注視し、国の補助金を活用したいと思っております。

また、各事業での商品券の利用でございますが、本町では子育て支援、移住、定住事業などの助成を商工会の商品券で実施しております。平成27年度の実績は516万9,000円となっております。また、今年の町政懇談会において出産育児支援で5万円の商品券をいただきましたが、子供のミルクも紙おむつなども売っていないというご意見をいただきました。町内の商工業者などの商工会加盟店での使用ができることと地域の活性化とのご理解をいただきましたが、この点も含め今後新たな助成施策を行う場合検討すべきものと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

8番議員、赤藤敏仁君。

○8番（赤藤敏仁君） 1つ目の担い手支援についてでありますけれども、例が悪いかもかもしれませんが、野球でもサッカーでも2軍といいますか、下部組織が強くなければ上部組織も衰退していくのが常で、商工会青年部が17名で、実際の後継者、店主、半分ぐらいであります状況ではイベント等にも人数が少なくなり、支障が出てきている。商工会の先が思いやられると思います。

他町では、事業承継人材育成に力を入れているところがふえてきています。例を挙げますと、美深町商工業担い手支援ですけれども、商工業を営む者及び新たに商工業を営む者に対し、補助金等の必要な援助を行うことにより商工業経営の安定と定着を図り、商工業振興を推進することを目的として補助をしますということで、内容ですけれども、事業承継者となる者及び新規開業者に対し、経営開始後の経営の安定化を図るための支援として助成をします。単身者、月額10万円以内、単身者以外、月額15万円以内、支援期間、経営開始から24カ月以内。また、経営自立補助金、これも同じ事業承継者及び新規開業者に対して土地、建物、設備にかかわる経費に対し助成をする。月額賃貸料2分の1以内、限度額10万円、固定資産税相当額2分の1以内、限度額10万円、土地、建物、設備、所得、20%以内、限度額200万円、そのほかに技術実習助成金、これは事業承継者、新規開業予定者が事業経営に必要な技術を習得するための支援として実習期間内にかかわる経費に対し助成をする。単身者、月額10万円、単身者以外、月額15万円以内、これも事業承継予定者、新規開業予定者と認定した者に対して実習開始から12カ月以内、またその事業主に対しても技術指導助成金、事業承継奨励金とか設備等々いろいろありますけれども、大きな金額になりますので、いますぐということはなかなか難しいと思っておりますけれども、少しずつ考えていかなければならないと思っております。

今、後継者がいないとの理由で事業をやめていく、また今の代で店を畳むところがふえてくると思われま。妹背牛町でもこれからの商工業を考え、行動を起こしていかなければ必要最低限の店がなくなることになります。一度なくなってしまっって買い物弱者が困る

ことになり、復活させようとしたときに大変難しく、多くの金額がかかることとなります。名前を出して悪いのですけれども、隣町北竜町では生鮮食品を扱う店がなくなり、新たに町が負担して今始めようとしているところがございます。また、商工会員が100を切つて、局長を置けなくなる。町の全額助成で職員を雇わなければならなくなり、今以上に金額かかります。商店主の考え方も変えていかなければなりません、今の代で終わるならば店を承継したい人材があるならば土地、建物を譲ってもよいという考えになっていかなければ、5年後、10年後はシャッターが玄関に変わる住宅がふえてくることとなります。商店街の機能も失われ、やがて空き家となっていくことが想像されます。そうならないためにも今から事業承継、担い手支援を考えていただきたい。今後の商工業担い手支援について前向きに検討していただきたいと。町の考えを伺いたいと思います。

2つ目の商品券の積極的な利用についてでございますけれども、今商工業の親睦事業としてパークゴルフを女性部と合同で開催しているわけですが、景品は全て商工会商品券で行っております。直会するとき景品を出し合い、2次会の会費に充て、それぞれ夜の活性化に努めていただいているところです。今現在行われている町長杯とか、町長杯は終わりましたが、議長杯など、ぜひまた景品を商品券を使っていたらいいなと。町外の出場者が多い大会であれば別でございますけれども、まさか町外の安売り店で景品を買ってはいないと信じておりますし、町内商店を利用されていると思っております。

町民運動会が廃止になりまして、町職員パークゴルフもなくなり、もう一度復活できないのかなどの要望の声もありますが、なかなか難しいことです。何か全町を挙げて新たに事業をできないのかと考えますと、カーリングは人数が多いと無理でしょうし、パークゴルフなら何とかできるのではないかと考えます。予算的にプレミアム商品券が難しいなら全町パークゴルフ大会など企画して、景品をなるべく商工会商品券の使用を考えて、商工業の活性化につながるようにぜひ前向きに検討していただきたいと思っております。聞くところによりますと、パークゴルフの競技人口も減ってきているようです。競技色が強くなって、高齢者はなかなかつらい、大会にはなかなか出られないということで、幅広い世代にパークゴルフを楽しんでもらい、高齢者の健康増進にもつながる。そして、商工業の振興にも役立つと思っておりますので、ぜひ全町パークゴルフ大会のようなものを検討していただきたい。町長の考えを伺いたいと思っております。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） まず、商工会青年部の減少につきましては、研修、地域振興等の活動費及び創立50周年記念事業費、あるいは組織強化対策事業費などの要望の中、予算措置を行っております。さらに、小売店舗設備支援、住宅環境整備支援事業、商店街活性化事業についても例年より増額しております。商工会の両輪である青年部、女性部の活動は、商工業の発展は無論のこと地域振興、社会福祉の振興の大きな担い手であることも認識しており、今後商工会及び商工青年部等の意向を聞く機会をいただきたいというふうに

考えておりますし、担い手支援につきましても前向きに検討していきたいと考えております。また、毎年12月に商工会三役さんと指導員あるいは局長さんと役場に来られまして、次年度に向けての予算要望、あるいは新規事業ということで、私が町長になってからずっと12月に意見交換をしている中で、私の公約とも重複しているということで、その辺は商工会でも十分に協議した上で行われていることだけをまずご理解をお願いしたいと思いますし、これからも商工会の皆さんのご意見、ご要望につきましては充分聞きまして、施策を打つときには必ず議会の皆様と協議しながら、本当に今商工会で何が一番求められている支援なのか、その辺を充分意見交換、協議しながら、手厚く支援をしていきたいと思っております。

また、議員提案ありましたパークゴルフ等の商品券につきましては、先般町長杯のパークゴルフ大会には130名ほど来ましたが、地元から30名足らずということで、100人ほどが町外、景品が、ちょっと余分ですけれども、優勝ホタテガイ100枚ということで海産物が……そういうことで町内の多い大会にはそういう商品券の活用も有効かなと考えておりますし、提案ありました町民運動会にかわる町民パークゴルフ大会ですか、その辺も商品券、私も今後検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○8番（赤藤敏仁君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で8番議員、赤藤敏仁君の一般質問を終わります。

次に、2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） （登壇） 通告に基づきまして、発言をさせていただきます。

1点目に、まちづくりについてお尋ねしたいと思います。日本社会全体が少子高齢化が急速に進む中で、社会のあり方等が今大きく問われている転換期にきていると思っております。本町もその中で少子高齢化が進み、高齢者が人口の過半数になることが遅くなく到来すると思っております。当然この現状を打開するまちづくりの施策が必要ではないかと考えております。その上で、本町の空き家、空き地対策や町有地の活用対策、これまでの取り組みと今後の施策について1点目はお伺いしたいと思います。例えば近隣では、秩父別や深川なども格安に住宅地を宣伝、販売して、町外からも転入者を迎えているというお話も聞いています。これは一つの例なのですが、妹背牛は妹背牛なりの特色あるまちづくりをしてはどうかと考えております。妹背牛町は、札幌のある方が来られて、こんな平たんな山一つない町、これを活用したほうがいいのではないのと。そして、良質な天然温泉であるペペルがあると。この中で、高齢者を考慮したまちづくりをしてはどうだろうかという話も伺うことがありました。その中で、高校跡地の活用なども含めて、今の進捗状況を含めて考えをお聞かせ願ひしたいと思います。

2点目に、ふるさと納税、いわゆるふるさと寄附金について伺います。政府総務省が6月14日、応援したい地方自治体に寄附すると2,000円の自己負担を超える額が所得

税や住民税から控除されるふるさと納税の最新の実態調査を公表しました。2015年度の寄附総額は前年比4.3倍、1,653億円全国で納税されたと。受けられる控除の上限が昨年から2倍に引き上げられたことが寄附金額の増額につながったと総務省は見ていると見解を公表しました。自治体別では、全国では宮崎県の都城が42億3,100万円だそうです。北海道では、昨日の北海道新聞に出ましたが、上士幌町がトップです。また、近隣でも秩父別町や北竜町などが努力して納税額を引き上げたとお聞きしております。総務省では、多くの自治体が地域の特産品などを返礼品として寄附者に送っているが、一方金券など換金につながるケースなどがあり、今年4月、換金性がある返礼品は自粛するという通達も出しているわけであります。伺います。本町では、ふるさと納税額、特徴点、地域別というか、この間の推移についてお伺いしたいのと、ふるさと納税の運用についての今後の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

また、税制調査会で税制改正大綱の中でふるさと納税企業版が創設されました。大都市圏の財源が豊かなそういうところは省いて企業も寄附できると、ふるさと納税できると。そのかわり企業は減税されるわけですが、この使い道は地方創生に資することということが決められました。この点についても考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

3番目に、消費税増税の延期の町財政に与える影響、また今後の施策についてお聞きしたいと思います。安倍首相は、参議院選挙対策とも言える来年4月からの消費税増税を2年半先送りすると表明しました。あわせて社会保障について増税した場合と同じことが行えなくなったとも言い出しました。実行がなくなる中には、社会保障全般にも影響がありますが、特に年金受給資格期間の短縮や低所得者、高齢者への給付金などが含まれていると言われています。消費税増税を押しつけるときだけは社会保障の充実との一体改革を宣伝し、施策が破綻してからも問答無用に我慢を国民に押しつける、こういうことは許すことはできないのではないのでしょうか。社会保障に必要な財源なら何としても確保し、地方自治体、本町にもしっかり支援していくというのが政府の役割ではないのでしょうか。その上で、見解をお聞きしたいと思います。町の行財政に与える影響についてどのように考えていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

4番目に、町の防災対策についてお伺いしたいと思います。まずは、備えあれば憂いなしということわざがあります。東日本大震災、そして4月16日に熊本県を中心とした激しい地震が相次ぎ、いまだに余震が続いています。いまだに六千数百名の方が仮設、グラウンドや公共施設に入り、避難生活を、不自由な生活をしていると言われています。今回の地震の特徴として東大地震研究所の平田直教授、この方は政府の地震調査委員会の委員長をなさっている方です。熊本地震に関してこうコメントを出しています。このような地震が日本中どこでも起こり得るということを警鐘乱打しています。活断層での地震、妹背牛の沼田から羽幌に抜ける断層があるとも関係者が話しておられます。その上で、お伺いしたいと思います。北海道は、平成24年度からシェイクアウト訓練を実施し、平成26年度には約13万人が全道で参加してこの訓練をしています。シェイクアウト訓練は、地

震を吹き飛ばすという言葉で、アメリカ、カリフォルニア州で始まった地震防災訓練であります。専用ウェブサイトに登録した参加者、業者や学校や企業体も個人もありますが、指定された日時に自宅や勤務地、また学校等で机に潜って身を守る訓練であります。安全行動、このシェークアウトは姿勢を低く、体や頭を守って、揺れがおさまるまでじっとしてというものです。我が町でもこういう取り組みに参加するということはどうでしょうか。何事も先ほどお話ししたように備えあれば憂いなしということであります。

また、平成25年6月に施行された改正災害対策基本法により災害時の避難に支援が必要な要支援者、この名簿づくりが市町村に義務づけられました。伺います。本町でのこの点での取り組みはどうでしょうか。

最後に、4番目に公契約条例について質問いたしたいと思います。公契約条例とは地方自治体の条例で、国や地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保されることを規定しています。規定される賃金は、国の最低賃金法に基づき規定される最低賃金よりも高く設定されています。町も国の地方交付税、補助金等の削減で行革の中でさまざまな努力をし、厳しい町財政の指定管理、委託などで働く人たちがいます。町が仕事を発注する際コスト削減を優先すると、しわ寄せが働く人たちの労働条件に影響をしてくると思われまます。自治体が仕事を発注する際、一定単価の給与、賃金の確保、年金、社会保障費の事業主負担など、事業主の経営安定と働く人たちの労働条件、これを基本とする公契約条例を制定する自治体もあります。今非正規労働者が労働者の4割、働いても働いても貧困から抜け出せないワーキングプアなどの社会現象がある中、公的労働でそのような状況を出さないため、公契約条例に向けた取り組みをする時期ではないでしょうか。この点でお伺いしたいと思います。

また、あわせて町関係の臨時職員等約31名いらっしゃるということでお聞きしていますが、賃金と労働条件の改善もあわせて行うことが必要ではないかということも含めてお伺いして、第1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 1番目のまちづくりについてご答弁申し上げます。

町所有の空き地については、宅地分譲条例を制定し、町外者の移住対策として実施しており、平成26年に町内在住の定住対策といたしまして町有地の宅地分譲14区画あります。それを5世帯6区画の販売実績となっており、今年度1区画が契約を終え、残り8区画となっております。深川市、秩父別のような安価での売買ということですが、町有地の安価な売買につきましては個人の土地の価格を下げるということから、今後検討課題となっておりますので、定住対策につきましても坪5,000円で継続していきたいというふうに考えております。

高校跡地につきましては、解体工事も5月25日に整地などを終え、高校跡地、教員住宅の解体、賃貸など道との協議を12月より継続して行っており、雪解けを待って現地の確認などをするというところで終えております。今後道との再協議をいたしていきたいとい

うふうに考えております。また、庁舎内での公共施設等の跡地利用会議において、仮称でございますが、利用方針について今後協議する準備を進めてまいります。今後議会の皆さん方にもご提案、ご意見をいただくことのお時間をいただくことをお願いいたします。

次に、個人の所有の空き家でございますが、町のホームページに掲載されている物件など昨年より問い合わせが多くなってきており、ホームページに掲載されていない物件も売買、賃貸などの動きがございます。担当課といたしまして個人の所有物件でホームページに掲載されていない空き家については、掲載をお願いしたりしておりますが、所有者が相続権の放棄、相続を行っていない物件、荷物が入っていること、外装及び内装、水回りの改修などの理由から賃貸等につながらない物件もございます。建設業者及び個人の所有物件の売買が多くなってきており、町の移住、定住支援事業の中古住宅購入支援、住宅等の撤去費助成、新築住宅支援などの利用がふえております。今後もまちづくりの人口減少対策、空き家対策、町並みの景観につながる施策でございますので、ご理解をお願いし、答弁いたします。

次に、ふるさと納税でございますが、本議会でふるさと妹背牛応援寄附運用状況について提出されておりますが、運用方法につきましては定期預金として運用しており、平成26年寄附額223万8,000円であり、平成26年度末残高が820万6,361円となっており、平成27年度寄附額1,522万4,001円、寄附人数が629件で、うち913万2,000円を特産品の事業に一般会計繰入金として取り崩し、平成27年度残高は1,430万2,901円となっております。寄附金の一部は、平成26年にカーリング施設のカメラ設置に活用しております。今後の寄附金の活用につきましても寄附申し込み時に6つの使途事業を選んでいただいておりますので、その事業に使用し、公表をしてみたいというふうに考えております。

6つの使途事業でございますが、活力ある地域産業を創出するまちづくり事業、安全で快適な生活環境のまちづくり事業、魅力にあふれた未来につながるまちづくり事業、地域で支え合う福祉のまちづくり事業、創造性豊かな生涯学習のまちづくり事業、その他目的達成のための町長が認めた事業の6使途事業となっております。

今後のふるさと納税の取り組みでございますが、妹背牛町のまじりっ気のない単一銘柄、カメムシの防虫効果があると言われているハーブを田んぼの畦に植栽し、その効果により生まれたクリーンで安心なお米、北彩香と葉舞な里からの焼酎セット、お米を中心とする北彩香、ゆめびりか、ななつぼしの玄米、お菓子セット、ペペル温泉宿泊、スポーツ体験などを継続しまして、新たに北彩香、ななつぼしのプレミアム感の高い贈答用の特別セット、これは500限定でございますが、またこだわりのたんぱく値6.8以下の指定米を真空パック包装をした白米15キロセット、15キロについては1万円でございますので、今道内では最高の贈呈の重さというか、ということでございます。昨年までは10キロでございました。また、無添加の完熟のトマトジュースを増産いたしまして、1万円コース、5万円コース、10万円コースと予定をしており、平成27年度の寄附額1,522万を

大幅に超える額を目指しております。

ふるさと納税の現状の国の方針でございますが、寄附金獲得競争が激化して、返礼品として寄附額に比例した商品券、それ以上のものを送る自治体もあり、高額所得者が税逃れに利用しているなどの批判が高まり、総務省は4月に返礼品は寄附額の何%相当とする表示や金券に近い商品券、高額な返礼品をやめるよう要請しております。本町の返礼品につきましては、寄附額の60%から65%を返礼品としておりまして、米、お菓子代金、こん包材料、輸送経費などを含めております。国の指摘する金券、高額な返礼品には該当しないと思っております。

また、今年度より企業版ふるさと納税が開始され、寄附市町村に本店、支店、営業所のない事業、1口10万円以上の寄附ということでございます。税制については、議員おっしゃるとおりでございますが、市町村は企業版ふるさと納税を受けるために新たな事業を予算づけしまして、その事業を執行しなくてはなりません。また、その時点において事業の地域再生計画を策定し、国の認可を受けることを開始というような条件となっております。寄附業者があることを前提ということも条件づけられており、道内では夕張市はニトリより5億円の寄附という報道もございました。今後ふるさと納税企業版につきましては、お時間をいただきながら準備を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） それでは、私のほうから佐田議員の2番、3番、4番のご質問についてご答弁申し上げたいと思います。

まず、2番目の消費税増税延期が町の行財政にどのように影響するのかということについてでございます。議員ご指摘のとおり、先般6月1日の通常国会閉会後の記者会見において安倍首相は、新興国経済の減速からの世界経済の下方リスクを理由に消費税増税を平成31年10月までの2年半再延期することを正式表明し、秋の臨時国会に再延期のための関連法案が提出されるものと認識をいたしております。再延期に対しては、その是非、賛否はさまざまであり、消費税率10%で見込まれる社会保障費への充当のためふえるはずであった安定財源、年間4.4兆円、特に年金、介護の充実策が先送りになってしまうことへの危惧、さらには年間1兆円ずつ伸びると言われている社会保障費の財源確保をどうするかという懸念の一方、低所得者やエンゲル係数の高い家計などでは消費税の逆進性から所得の高低にかかわらず一律に課税される消費税ですから、その延期についてはひとまずほっとしているものと思っております。

さて、消費税増再延期が町財政にどのように影響するのかのご質問であります。議員もご承知のとおり、現行8%の消費税率のうち都道府県税として課税される地方消費税が含まれております。率にして1.7%であります。この税収の2分の1を市町村に対し国勢人口と事業所統計による従業者数により地方消費税交付金として交付されております。ちなみに、27年度の決算見込みベースでは本町は約6,600万円で、歳入全体に

占める割合は2%となっております。これが消費税率10%になった場合の地方消費税率も地方税法の改正により2.2%と既に決まっております。この2.2%の税率で地方消費税交付金が幾らになるのかは、その時々々の消費動向や人口、そして交付金の配分基準によって変わってくるものと思いますが、単純に1.7%から2.2%の増加率だけで机上計算をすれば約2,000万円、消費税の税収が8%から10%となることを勘案すればそれ以上の増額になるのかなと考えております。これはあくまでも机上でございますが、地方消費税交付金額が増額となったとしても、当然歳出においては2%増税の負担がかかってまいります。通常消費税が課税されるものとしては、需用費や委託料、工事請負費などがありますが、特に工事請負費は例えば公営住宅建設工事など工事費が大きくなる年度においては消費税が課税される経費は10億円を超えることが多々ありまして、単純に10億円の2%ですから2,000万円が消費税相当分として増額支出されることとなります。消費税増の延期が直ちに町財政に影響するものではないと考えておりますが、平成26年4月の消費税率8%実施時に据え置きをいたしました公共施設等の使用料などについて10%に引き上げられた時点において見直しを行うこととしており、これがさらに2年半先送りしなければならなくなった影響は大きいものと考えております。

いずれにいたしましても、冒頭申し上げましたとおり、国の社会保障費の安定的な財源確保が困難となった場合のツケが各自自治体における保健福祉サービスの提供にどう影響してくるのかを今後とも注視していかなければならないことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

続きまして、3番目の町の防災対策、北海道シェークアウトの町としての考え方についてご答弁申し上げます。議員ご指摘のとおり、北海道シェークアウトについては、平成24年より毎年9月1日の防災の日に全道民を対象に参加を呼びかけ、実施されており、役場においても初回から参加、実施をしているところであります。ちなみに、昨年の実績ですが、道内で約13万人が参加し、これは道民538万人の2.4%で、参加率は余り高くない数字となっております。参加登録状況は、総合振興局関連施設、保育園、幼稚園、小中学校、そして地方自治体がそのほとんどで、企業関係の登録はごく一部となっております。本シェークアウトの目的については、道が防災の日に地域住民等と連携した訓練を実施し、地域における防災対策の強化を図ることとされており、地震による揺れを想定して、先ほど議員おっしゃられましたまず低く頭を守り、動かないのみずからを守る安全行動を約1分間とるものであります。

本シェークアウトに対する町の考え方とご質問ですが、まず地震を想定した中での安全行動としては、先ほど議員活断層1本ということだったのですが、本町周辺には2本の活断層、増毛山地東縁断層帯と沼田砂川断層帯、2本の活断層が走っております。実際に平成7年5月23日には震源の深さを16キロメートルとするマグニチュード5.7の地震が発生し、本町の家屋の煙突や墓石が倒壊したところであり、今後の発生率はかなり低いものと言われておりますが、町職員の地震に対する意識づけには有効なものであると思

っておりますし、今後も継続実施してまいりたいと考えております。ただ、冒頭に本訓練への参加率と登録状況を申し上げましたが、実に低い参加率であります。訓練とつくものにはいずれも無駄はないと考えておりますが、1分間のシェークアウト訓練を仮に製造業がわざわざそのラインをとめてまで実施するかということにはいささかの疑問を感じておりまして、本シェークアウト訓練にもう一つの何か複合させた訓練実施の呼びかけが必要ではないかと思っております。また、これまで北海道の実施ということもあり、町からは事業者には周知はしておりません。今後も周知はしない、道からの直接参加申し込みですので、しないつもりであります。町から保育所、小中学校、消防等には周知をしております。いつ起こるかかわからない地震でありますから、事業所等にはぜひ積極的に参加をいただきたいというふうなことを申し述べまして答弁とさせていただきます。

それでは、改正災害対策基本法に基づく要支援者の避難支援についてご答弁を申し上げます。議員ご指摘のとおり、災害対策基本法は平成25年6月に5つの柱から成る項目においてその一部が改正をされました。これら項目の一つに住民等の円滑かつ安全な避難の確保として避難に特に配慮を要する者についての名簿、避難行動要支援者名簿の作成とその利用が義務化されたところでございます。これを受けまして本町におきましては、昨年12月に防災会議を開催し、妹背牛町地域防災計画に一つの柱立てをし、避難行動要支援者対策計画として高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の中から名簿に記載する者の範囲や当該名簿の更新、名簿提供時の配慮等々を事細かに定めているところでございます。実際の名簿については、保健センターで管理保管されている要援護者台帳がベースとなり、名簿に記載する者の範囲、10項目ほどあるのですが、に基づき作成されているものであります。

なお、本避難行動要支援者対策計画には名簿作成のほか保健センターを福祉避難所に指定し、避難での身体状況に応じた環境の整備と見守りや健康相談、心のケア等の支援を実施することとしております。また、援助活動として災害発生後直ちに名簿により把握の避難行動支援者に対する安否確認を民生委員や消防などの支援担当者との連携により行うとともに、避難誘導に介助が必要な場合は車、または徒歩での避難所への誘導を実施することとしております。なお、現状において自力での避難が困難な在宅者は3名ということで把握をしているところでございます。

いずれにいたしましても、今回の法改正に基づき避難行動要支援者対策計画等は整備されましたが、これら計画に基づいた実際の避難行動はなく、ないことが一番なのでしょうが、今後も民生委員や消防、町内会をはじめ関係機関との連携を密にした中で防災対策を講じてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

それでは、最後に公契約条例ほか労働条件等についてご答弁申し上げます。まずは、町の臨時的任用職員、臨時職員については、昭和48年に制定の妹背牛町臨時職員取り扱い規則により任用、給与及び身分取り扱い等に関する措置を規定し、人事の適正な管理を行っているところであります。賃金単価につきましては、厚生労働省北海道労働局から毎年

10月に改定される北海道最低賃金をクリアすることに留意し、1月の予算査定時に臨時職員全体のバランスや他自治体の状況を考慮した中で予算の範囲内で決定しております。これが高いか、低いかについては、いろいろなご意見もあろうと思いますが、過去の行財政改革では正職員に準拠した中で引き下げもありましたし、逆に人事院勧告による月例給の引き上げがあった場合には当該引き上げ率を参考に単価アップを図ってきたところがあります。なお、北海道の最低賃金、現行764円については、関東、関西圏を除けば決して低い数字ではないことを申し添えるものでございます。また、労働時間にもよりますが、社会保険、健康保険、厚生年金ですが、そして雇用保険を適用しているところでもあります。

次に、委託や指定管理者における労働条件につきましては、委託先あるいは指定管理者に委ねているものであり、町長が社長の振興公社は別として、指定管理料とそれぞれの施設利用料等収入の範囲内の賃金をはじめとした労働条件が設けられております。また、労働基準法第36条の規定によりますいわゆる三六協定による時間外労働や休日労働の届け出を保育所がしているなど、労基法を遵守しながらの勤務体制をしいているところでもあります。

議員ご指摘の公契約条例についての取り組み、考え方とのご質問ですが、本条例は地方自治体の事業を受託した業者に雇用される労働者に対し、地方自治体が指定した賃金の支払いを確保させることが規定されたものであり、これは先ほど議員ご指摘のとおりでございます。ただ、全国ではまだ16から17の自治体しか制定がされていないものと認識しております。国は、本条例の制定に関し、地域別最低賃金額を上回る独自の最低賃金額を公共工事にかかわらず広く一般に関し規定する条例の制定は、地域別最低賃金の趣旨に反するものとの見解を出しているところでもあります。本条例の制定は、労働者の適正な労働条件の確保と労働環境の向上のための仕組みづくりとしては有効なものであると考えますが、受注規模、あるいは多くを地元業者が受注する本町において本条例がなじむかといえ、それはそうは思わないと言わざるを得ないものと考えているところでもありますし、最低賃金の基準をどうするか、自治体職員の給与なのか、地域最低賃金なのか、生活保護基準とするのかなどなど難しい課題があるものと思います。

最後に、通告書からなのですが、議員は労働3法の厳守にも触れられておりましたが、労働組合法、労働関係調整法、労働基準法が3法と言われており、労基法での労働条件の原則である労働条件は人たるに値する生活を営むための必要を満たしていることに今後とも留意していくことを申し述べ、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） ここで昼食のためしばらく休憩をいたします。なお、午後は1時30分より再開をいたします。

休憩 午後 0時11分
再開 午後 1時30分

○議長（宮崎 博君） 会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

2番議員、佐田恵治君、再質問ありますか。

○2番（佐田恵治君） まちづくりについてお伺いしたいと思います。

他町は、近隣の町村もそれぞれ特色あるまちづくりをスローガンの出で頑張って、妹背牛もそれなりに私は頑張っていると思うのですが、町長の人輝き、笑顔あふれるまちづくりというか、任期もあと1年数カ月という中で、町長のまちづくりについてのビジョンをぜひお聞かせしていただきたいと思います。

ふるさと納税寄附金について、町として努力しているという点は企画振興課長の答弁でわかりました。ただ、企業献金、企業の寄附金等も含めて、妹背牛は東京に妹背牛会があると思うのですが、そういうところを利用した町長を先頭とした具体的な取り組みというか、展開について、これも町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

あと、消費税増税の問題について言えば、安倍首相は上げる、上げるとこの間のサミット前までは、伊勢の会議までは彼は言っていたわけです、どんな状況でも上げると。ところが、あれから突然変わりました。それは、参議院選挙を目途とした戦略だろうということを各マスコミも言われています。2年半延ばすと言いましたが、参議院選挙の結果においてこれはどうなるかわからないです。そういう面で、こういうものに左右されない財政活動というか、大変な状況だと思うのですが、そしてもしいろんな政府の動きが出てきたら当然丁寧に町民にも説明して、理解を得ていくという取り組みが必要だと。これも町長の見解をお伺いしたいと思います。

あと、町の防災対策についてであります。先ほど総務課長のほうから断層が2つ走っているという点で本当に大変勉強になりました。私も東日本大震災、三陸に大津波起きたとき、その年の7月にボランティアで10日間気仙沼や陸前高田に行ってきました。どぶさらいから仮設住宅に救援物資の配達、幾度に仮設住宅の方々が言っていたのは、思いもしない大津波だったというのが皆さんの答えでした。大津波であそこは仮設住宅もできてあれだったのですが、今熊本はそういうところにも入れない人たちがいっぱいいるということです。そういう面で、いろんな新聞報道読みますと飲み物が足りないだとか、コンクリの上に自分のうちから、自宅もいつ潰れるかわからないので、入れないのだけれども、持ってきたものを敷いて寝ているとかといういろんな新聞報道があります。テレビでも報道されています。そういう面では町のトップとして、国も安倍首相は危機管理のトップであります。首相官邸にその危機管理の担当大臣が集まって、全部対策打っているわけです。町のトップとして、町民の暮らしを突然のそういう災害から守るという点でのお考えと、それと防災グッズは毛布だか用意されていると私聞きましたが、これで本当に足りるのかという点についてもお考えを聞かせていただきたいと思います。

あと、公契約条例についてであります。町の臨時職員のお話も答弁でされました。昭和48年の臨時職員の規定に基づいて今もされているという報告、間違いなければそういう

お話だったと思うのですが、これ見直す時期に来ているのではないのでしょうか。安倍首相は、今若年層の貧困がふえて、結婚もできないという、それが少子高齢化の原因になっているということで、同一労働、同一賃金だとか時給を1,000円に上げるなんてそういうことを、ぜひ実現してほしいのですが、そういうことを表明しています。そういう面で、ぜひ妹背牛においても他町村が横並びになって、本当に妹背牛が人輝き、笑顔あふれる、若者がこの町でしっかりと働いて生活していける、そういう角度から公契約条例も考え、また臨時職員や労働者の働く人たちの条件を引き上げていくことが必要ではないかと考えています。これも町長の答弁をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 今回は全部私に答弁すれということで大分予想が狂ったのですけれども、まずまちづくりにつきまして、前回も言ったと思いますけれども、過去に妹背牛町は自立を選択した経緯から今ある社会資本、あるいは施設などの維持管理をしっかりしていかなければならないと思いますし、診療所をはじめペペル温泉あるいは総合体育館、パークゴルフ場、カーリング場など全てが採算性を見ていると合いません。しかし、町民が求める声に対して採算性が合わなくてもやるのが行政だと私は認識をしておりますので、その辺は充分町民の声、議会の声を聞きながらまちづくりをしていきたいと思っておりますし、人口減少につきましては恐らく私の考えでは昔みたいに1億2,000万、3,000万と戻るような傾向にはありません。二、三十年は若干出生率が上がるかもしれませんが、今現在いる女性の数からしてみると当然出生率が下がってくるのは目に見えているということでございまして、今までどおり人口が減ったから大変だ、どうするでなくて、人口が減ったら減ったなりにその小さい町の中で町民が納得する行政サービスをしていきたいというふうに考えておりますので、どうかご理解をお願いをしたいと思います。

また、ふるさと納税につきましては、昨年私と三山課長と東京妹背牛会に呼ばれまして、私も挨拶の中でぜひ妹背牛のおいしいお米がありますから、ふるさと納税をしてくださいということでPRをして挨拶をしてきましたし、三山課長のほうからは商品の内容を細かく……当日5件の仮予約をしてきたところでございますし、今年もまた案内があれば、商品の内容も変わっておりますので、ぜひPRをしていきたいというふうに思っております。

また、消費税につきましては、財政的な影響につきましては先ほど課長から答弁させていただきましたけれども、国民の間でも負担と給付のさまざまな考え方により、その賛否はあろうかと思いますが、進めぬ賃上げで実質賃金の伸び悩みや個人消費の大幅な落ち込みなどの経済状況においては、前回の一般質問においても答弁させていただきましたが、10%への増税に耐えられるだけの体力を温存しているとは言いがたく、延期の期間は別としていたし方ないものと考えておりますし、各種の世論調査でも国民の7割が支持するといった結果になっているところでございます。

ただ、社会保障と税の一体改革による消費増税で安定財源を確保し、社会保障制度の維

持、充実を図るという観点からいえば、この再延期がもたらす影響といたしますか、ツケがどこにどう出てくるのか、現段階においても私どもはわからないというのが本音であります。現行の国、道からの民生費補助金や負担金にしわ寄せでの影響が出ないことを切に望むものであります。10%への増税による年間4.4兆円の安定財源のうち、1.3兆円の社会保障の充実策としていた低年金者への上乗せ給付金、低所得者、高齢者の介護保険料の軽減、年金受給期間の短縮などなどの実現は今後どうなっていくのか、町民にとっても身近な問題であり、その財源確保について今後とも注視していかなければならないと思いますし、このことは先週の土曜日、北空知の町職員の野球大会の挨拶のときにも行政としてしっかり対応していくこととして挨拶をしておりますので、答弁とさせていただきます。

次は、町の防災対策ということで、先ほど議員から平たんな町、いい温泉があるというPRがありましたけれども、私も古くからつき合っている友人からそれに加えて妹背牛町は、平成7年に地震がありましたけれども、災害の少ない町もPRしたらいいのではないかなというふうなことも提言を受けております。特に大雨警報になりますと、総務課は全員待機で家へ帰りません。警報解除になるまで課長から主幹、主査、みんな残っておりますし、建設課の技術職も待機をしている状況で万全を期しているところでございますし、今年毛布だけで足りないのではないかと思いますけれども、北空知1市4町でそういう防災グッズを深川のほうで倉庫で預かってくれますので、いざというときにはもちろん国土交通省や振興局の連絡も大事ですけれども、食料等、あるいはストーブ等は北空知1市4町で協定を結んでおりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

公契約、先ほど赤藤議員さんからも質問がありましたけれども、何とか若者が妹背牛町で働いてくれることということで、それにはもちろん商工業の発展も大事ですけれども、やはり1次産業の農業、農業も今年からは50町以上作付する農家も出てきましたし、何とか一定期間継続した雇用ができれば、また雇用の場にもなるのかなと思っていますし、先ほど工藤議員からの質問がありましたけれども、農業の価格保障あるいは所得補償を何とか実現していったら、サラリーマン並みの所得があれば若い息子さんも帰ってきますし、あるいはまた結婚されて子育てということでだんだん輪が広がっていくと思いますので、町としてもできる限りの支援を続けていきたいと考えておりますので、どうかご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○2番（佐田恵治君） ないです。

○議長（宮崎 博君） 以上で2番議員、佐田恵治君の一般質問を終わります。

続いて、3番議員、田中一典君。

○3番（田中一典君） （登壇） 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

大見出しは、ペペル温泉集客についてでございます。その1、ペペル温泉の集客ロボットの今後の展開についてお伺いをいたします。議会に説明があった段階では、年間70万

円の予算要求の規模なので、私といたしましては1年単位のリース契約と推測しておりましたが、過日新聞発表により3年間の長期契約と判明いたしましたので、ご質問をさせていただきます。説明の段階では、集客以外にも老人介護現場でのお相手としての有効活用も視野に入れていると伺っております。私といたしましては、人との触れ合いが減少、停滞してしぼんでいくような昨今の社会風潮を観察するにつけ、この方向性の目新しさというものはどうやら勘違いの様相を見せていると思わざるを得ません。一過性の集客ならまだしも、複数年にわたるリース期間には少し疑問が湧いてきます。私は、町民及びお客様への接遇には工夫を凝らす知恵が必要になると考えているものです。今回のペッパー君の導入によって、それが一層鮮明になったように感じております。私の耳に入りましたお客様の言葉は、これは全部お年寄りですけれども、ちょっと違うのではないのでしょうかねと。それから、3年契約という実験の時間の長さと同年84万円掛ける3年で252万円相当のこのお金をこの時期ここに投入すべきなのかという疑問を3つほど寄せられました。ですから、このような方向とは真逆の方向、つまりフロントが笑顔と真心のおもてなしということ町民は望んでおるのではないかというふうに考えております。

実際皆さんフロントの業務がどれぐらい大変かというのは、知らない方もいらっしゃると思いますので、私、自分に対して笑顔を向けられなかったとか、そういうことで判断している方もおられますが、基本的には靴の履き違いだとか万引き対応、それから高齢者が玄関で転ぶことがよくあるのです。あるいは、耳に補聴器を忘れてしまったのを家で忘れてしまったのか、ここで忘れてしまったのかわからない、さまざまな事件が毎日起っております。ですから、あそこのお仕事というのは見た目よりはかなりハードな物すごく優秀な能力が求められるところだと私は思っておりますので、あそこにおいてさらに笑顔と真心のおもてなしという方向にいていただけたほうがいいのではないかなと。そういうことに関しまして町長のお考えを伺わせていただきます。

2つ目です。ドッグランの開設に向けて。かつて町長部局から出された温泉コテージにペット同伴での宿泊による集客効果の増大という提案が議会で否決されたことがありました。私としましては、ペットは既に家族の一員という世相の広がりに合わせて立派なプランだと今でも思っております。それで、これは提案という形になりますが、どうお考えか聞かせてください。犬を大型犬も含め、小型犬も含め連れてこられる方は、たとえ宿泊をせずとも長期の車での旅行などでは犬が物すごくストレスがたまって、やはり走りたがっていると。そういうところからドッグランコースを妹背牛町におきまして稼働させて、その実績とお客様の要望を踏まえながら、もし将来コテージに同伴利用して泊まりたいというような話が出ましたら、そういう方向に向けてまた検討していくというお考えはあるのかお聞かせ願いたいと思います。4年前だと思いますが、当時既に盲導犬の同伴の宿泊はなされていたと後から私も聞いております。動物愛護の観点からも、それから少子高齢化の中ではペットが高齢者の生きがいになっているという事実も含めまして、再検討されるお考えがあるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） ペペル温泉の関係につきましてご答弁申し上げます。

導入につきましては、4月の臨時議会において補正予算を上程させていただきました。その際、契約期間までのご説明不足であったこととお詫び申し上げます。補正予算の議決をいただいた際、接客は人であり、ロボットによる接客に疑問があるとの議員からのご質問があり、温泉ブームも下火になり、集客の一つの斬新的な奇抜な発想であるということでご理解をいただき、接客についてはさらなる職員の接待を徹底することでお約束をし、ご理解をいただきました。

ご質問の老人介護現場でのお相手としての有効活用の件でございますが、温泉施設内での高齢者等レクリエーションの利用を視野に入れているというご説明をいたしました。ペッパーは、インターネット回線、ワイファイの電波を受け作動するものでございまして、通常の使用については無線ルーター等の設置がなされ、電波の届く場所などに限定されるものでございまして、温泉施設外での使用は考えておりませんでした。誤解を招いた説明であったかなというふうにも考えております。

5月21日にペッパーをお披露目し、まだ1カ月たっておりませんが、温泉及びランチの紹介、占い、写真のポーズ、歌を歌い踊るなど興味を持っていただいております。導入後は、北海道新聞、北空知新聞、岩見沢市までのプレス空知に掲載していただき、町内の子供たちがペッパーを見に来て楽しんでいることなど、町外の家族が来ていただいているとの話も聞いております。まだ1カ月の導入であり、今後夏休み、遊水公園の利用者がペッパーを見ていただき、妹背牛の温泉にペッパーがいることを話題にしてくれることでの集客につながるなど、導入したからには3年間で導入目的を達成すべく利用してまいります。

また、接客については、さらなる職員の接客対応を徹底することをお約束いたしまして、答弁いたします。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（中山高明君） 私のほうからドッグランの開設についてご答弁を申し上げたいと思いますが、最初に温泉集客対策につきましては、これまでも各種ご提案をいただいておりますことに冒頭感謝を申し上げたいと思います。

今回提案のありましたドッグラン構想につきましては、平成21年ころに妹背牛温泉の経営改善の一つとして、独立行政法人中小企業基盤整備機構の経営支援アドバイザーの提言を受けまして、ペット同伴が可能なコテージの運用を目指した経緯がございます。衛生面、それから安全管理面の点から時期尚早との判断から条例改正が見送られたところがございます。しかしながら、現在のペットブームや飛行機でのペット同伴旅行の試行ツアーを見ますと、ドッグランスペースの確保及び機能、新たなペット同伴宿泊施設について経営的な面からも含めて再議論の時期ではないかというふうにも考えられると思います。議

会との議論を踏まえながら、懇談の場を設けて意見の集約をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

3 番議員、田中一典君。

○3 番（田中一典君） 1 番におきまして説明ありがとうございました。私も介護現場という言葉で誤解を招きました。申しわけありません。温泉施設内での老人のお相手ということですが、今の設定、ソフトの設定だと万人向きというよりはちょっとお子様向きかなという印象も受けております。ですから、老人の方のお相手としては、例えばソフトの内容を変更するのとか、そういう方向性での進展というものも3年という時間のあれだったら可能なのかなと考えております。ですから、そういうことを踏まえまして、私としては確かに1カ月ですし、これからの流れを見ていきたいと思っていますので、そういうような内容の変更も加えながら発展していくのかなということで少し質問させていただきたいと思います。

2 番目に関しましては、ドッグランも含めまして同伴利用のコテージというものが北海道におきましても宗谷地区のほうのペンションにおいて1カ所だけ、ここは大型犬がドッグランのところに入場してもオーケーということで、非常に活況を呈しているようです。大型犬というのが飼ったことのある人はわかるのですが、飼っていない方は大型犬がどうも凶暴でおっかなそうに見えるのです。ですから、大型犬というのは実はおとなしくて、非常にコントロールされた犬だということがわからなくて、通常のドッグランの会場では大型犬非常におっかないもので進入禁止ということがなされているそうです。ですから、うちの町がもし将来そういうことを導入する計画を検討するということにそういう犬種、どういうものが安全なのかということもきっちり検討されまして、動物愛護の精神、それからペットが実際に私たちの家族の一員だということも含めまして検討されることをお願いしたいのですけれども、ただ1つ、前回否決されたときではコテージに同伴利用がなされた場合衛生面での問題ということが非常にネックだったような記憶が私の中にあります。ですから、その当時衛生面ではしっかり消毒もし、共用して次に人間だけが泊まるときにも衛生的には問題はないのだと言われましても、そのところが恐らく極度にネックになっておったような記憶があります。ですから、私としましては、共用、専用にするスペースをつくるのか、あるいはそういうものに対して一つの実験的なスペースを利用しまして、それが本当に可能なのかどうかということも含めまして検討する気遣いをさせていただけるのかどうか質問させていただいて、質問を終わらせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁、企画振興課長。

○企画振興課長（三山 弘君） 今後の利用でございしますが、あくまでも温泉にいる高齢者とのレクリエーションということで進めてまいりたいというふうに思っております。また、アプリソフトの変更についても今の段階では踊りとか会話等については使えるというふうには理解しておりますが、まだ入ったばかりでございしますので、使い方によってはど

れだけ使えるかということも考えていかななくてはいけないということでございますので、その辺も理解をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、お願いし、ご答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 副町長。

○副町長（中山高明君） ドッグランの再質問についてお答えを申し上げたいと思います。

ペット同伴のニーズやドッグランを志向する温泉利用者の動向も踏まえながら、議会との議論の中で集客対策として有効性を検討していく必要があるかというふうに思いますが、田中議員さんからおっしゃられましたように宗谷管内であるということなのですが、道内的にといいますか、データをとっておりませんが、近隣のコテージの中では同伴で施設で受け入れているところはほぼゼロでございまして、それはやはり先ほどご指摘のあったように衛生上の問題ですとか入居者のアレルギーの問題とか、そういったところも細かにあるようですし、それから施設に傷がつくというような問題で、犬のしつけの問題ですとかそういったところが懸念されて、同伴を拒否されているケースが多いかというふうに思います。今後同伴可能な施設というのが全道の中には多分あるとは思いますが、そういったところを検索しながら対応が可能なのかなのか、議会との議論の中で整理をさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご事情をご理解いただければというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○3番（田中一典君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で3番議員、田中一典君の一般質問を終わります。

次に、5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） （登壇） 通告に従いまして、質問をいたします。

水稻の移植作業も終えたところでございますけれども、このところ降雨、曇天が続き、生育も何かしら停滞しており、今後の天候回復が待たれるところでございます。

さて、今定例会では町振興策として町公認キャラクターの制定について質問をいたします。この件につきましては、昨年12月第4回定例会において質問をいたしております。その際、農政課長、町長よりブランド米創出に向けて前向きな答弁をいただいております。このことにつきましては、具現化に向けてさらなる努力を願うところでございます。

私の昨年12月の定例会での町公認キャラクター制定についての質問の趣旨がどうも余りうまく伝わっていないなと考えておりました。私が強く伝えたかったことは、町民に共通のキャラクターというツールを持ってもらい、それを使っていただいて、まちづくりに参加していただく機会をつくるべきとの思いでございます。他町村においては、財源の少ない中、まちの生き残りをかけてさまざまなアイデアで外に向けてPRを実施しております。本町についてもこれまで以上に知恵を絞り、さまざまな媒体を使い、また実際に出向いて町のPRをする機会も今よりさらにふえると考えております。キャラクターについて

は、現在ゆるキャラとも言われるくらい認知をされるようになり、これを使った町のPRも盛んに行われております。本町につきましてもこれから取り組んでも決して遅くないと考えているところでございます。先日胆振振興局のキャラクター、いぶりONEの息子、いぶりONEジュニアの着ぐるみが完成したと新聞記事になっておりました。ごらんになった方もいらっしゃるかと思います。

ところで、町長に伺います。毎年JA青年部、女性部と懇談会をされております。その際、女性部からキャラクターについて要望があったと記憶しておりますが、覚えておられますか。その要望にどのように応えられましたか。人輝き、笑顔あふれるまちづくり実現のため、人間ではありませんけれども、キャラクターを町特任職員として採用してはいかがでしょうか。初期投資、維持費は必要でございますけれども、給料、期末手当などは一切必要ございません。また、採用の節は地域振興課などに配属されてはどうでしょうか。きっとよい働きをしてくれるものと考えてございます。農産品だけではなく、商工会、事業所、施設、学校、こども園など幅広く町民がさまざまな場面で使用できる町公認キャラクター制定を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。町長の答弁を求めます。

再質問を留保して、1回目の質問を終わります。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） 町公認キャラクターにつきましては、議員のご指摘のとおり、全国的にも積極的な取り組みの傾向でありますし、有名なのがふなっしーあるいはくまモン等が出現し、経済的効果も大きいと報告をされております。北空知圏内でも既に取り組みが進められていることはご承知のとおりであります。

そうした中で、今年度遅まきながらも米のブランド化を目指し、今定例会に農政課では必要な予算措置を提案しているところであります。包装パッケージのデザインとしましては、北彩香のパッケージデザインを採用していく予定にしていますが、公認キャラクターとしての位置づけが内部の議論として今現在整理されていない状況であります。これまでもキャラクターデザインの必要性や重要性については充分認識しているものの、地域全体の意に沿うものであるということでは形成されることができないまま、過去の赤トンボ、牛などの正直なところ尻込みする状況にあったと考えています。そのことがもう一つ妹背牛の知名度をアップできなかったかなと反省しているところでございます。こうした中で、空知総合振興局では管内24市町村で構成する空知地域創生協議会が先日発足し、空知の知名度を向上させるためロゴマークやキャッチコピー、グッズの作成、さらにはホームページやパンフレットを作成し、空知の魅力を発信していくこととしております。こうした中、町としても米のブランド化にあわせて、議員ご質問の商工あるいは事業所、施設、町民が共通したツールを使えるということで、地域を象徴づけするものとして公認キャラクターの議論を加速化させていくことが必要と考えていますので、ご理解をお願いをし、答弁いたします。

また、採用の件もありましたけれども、今現在第2次の地域おこし協力隊の募集で先般

2日、3日前新聞に載っていますから、その地域おこし協力隊との兼ね合いも見ながら考えていきたいと思いますので、答弁といたします。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

5番議員、広田毅君。

○5番（広田 毅君） 今ほど町長の答弁いただきましたけれども、この件につきましては、先ほども申し述べましたように、内容につきましては昨年の12月の定例会の折にも細かく説明を皆さんにしたところがございますので、改めて今この場で申し上げるつもりはございませんけれども、もう一度確認をさせていただきたいのですけれども、やるのか、やらないのかというような簡単な部分でご答弁いただきたいと思いますけれども、私自身農業委員会を預かっていたときも含めまして、今定例会も入れてこれで3回目の質問になろうかと思えます。ご提案になろうかと思えます。そんなこともございますので、もう一度町長にこのことに関して積極的に取り組むのか、取り組まないのか、その部分だけで結構ですので、答弁をいただきたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁、町長。

○町長（寺崎一郎君） はい、いいえではちょっとなかなか格好つかないので、町公認キャラクターの制定につきましては、地域を象徴するデザイン、特産物などを考えていますが、やはり方向性を決める過程では専門的な分野のアドバイスが有効と考えております。米穀乾燥施設の壁に描いたときのような幾つかのデザインに対して中学生の意見を聞き、投票していただき決定した方式、あるいは町民が投票する方式などを採用していくことも勘案しながら、町民の皆様に理解の得られるようなキャラクターの制定を作成しなければならないと考えております。

いずれにしても、一度表舞台に出た以上なかなか撤退できないことがありますので、ここは慎重に進めていこうと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（宮崎 博君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

○5番（広田 毅君） ありません。

○議長（宮崎 博君） 以上で5番議員、広田毅君の一般質問を終わります。

◎日程第7 議案第41号

○議長（宮崎 博君） 日程第7、議案第41号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（廣瀬長留次君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第42号

○議長(宮崎 博君) 日程第8、議案第42号 妹背牛町長及び妹背牛町副町長の給与月額等の特例に関する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(廣瀬長留次君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第43号

○議長(宮崎 博君) 日程第9、議案第43号 妹背牛町手数料徴収条例の一部を改正する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長(西山 進君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第44号

○議長(宮崎 博君) 日程第10、議案第44号 平成28年度妹背牛町一般会計補正予算(第2号)の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長(滝本昇司君) (朗読、記載省略)

○議長(宮崎 博君) 提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(廣瀬長留次君) (説明、記載省略)

○議長(宮崎 博君) これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

1番議員、工藤正博君。

○1番(工藤正博君) (登壇) 私は、日本共産党を代表し、議案第44号 妹背牛町一般会計補正予算(第2号)に反対する立場から討論いたします。

日本共産党は、最初から情報漏えいは法律や制度で防ぎ切ることができないことを韓国やアメリカの例を挙げながらマイナンバー制度の導入に反対してきています。導入前から制度の欠点が出て、サイバー攻撃を受けた日本年金機構問題が発生してから、やっぱり見切り発車はすべきでないとの指摘もしてまいりました。1月からの制度の手続をスタートさせましたが、制度の不備を挙げれば切りがないほど全国で多く発生し、国民に多くの不安を与えてきました。6月8日にはマイナンバー制度の個人向けサイト、マイナポータルの本格的運用開始が予定より半年延期され、2017年7月になると報道されました。マイナポータルでは、マイナンバー制度の透明性を高めるため行政機関が情報をやりとりした履歴を本人が閲覧できる、制度の信憑性を確保するのに必要な仕組みの運用がおくってしまうことで政府の見通しの甘さに批判の声が出そうだと報道されております。国は、利用する分野をさらに広げていくことも明言しています。それによってさらなるトラブルの発生、情報漏えいの危険性が一層高まることになるでしょう。個人番号、マイナンバー

カード交付事業に関して地方公共団体情報システム機構への委託、住民基本台帳事務に関する経費や国庫補助金というマイナンバーにかかわる経費は、全額国費で行うものであり、地方に負担させる性質のものではないということを主張し、反対討論といたします。

以上であります。

○議長（宮崎 博君） 賛成討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） これより議案第44号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（宮崎 博君） 起立多数です。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第45号

○議長（宮崎 博君） 日程第11、議案第45号 平成28年度妹背牛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（西山 進君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

2番議員、佐田恵治君。

○2番（佐田恵治君） （登壇） 日本共産党を代表して、平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について反対の立場から討論いたします。

基礎賦課限度額と後期高齢者支援金など賦課限度額をそれぞれ2万円ずつ引き上げ、介護納付金賦課金を据え置きましたが、全体では賦課限度額は4万円引き上げ、限度額85万から89万と大きく引き上がりました。日本共産党は、2015年に交付された国保支援金は高過ぎる国保料の引き下げに使うことを主張しました。国保は、老人世帯、低所得者世帯、退職者世帯などの自由業世帯等が国保会計を支えています。バランスを考えるならば高過ぎる国保料引き下げに重点的措置をすべきだと主張してきました。もってこの立場から反対討論といたします。

○議長（宮崎 博君） 賛成討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） これより議案第45号を採決します。
本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（宮崎 博君） 起立多数です。
したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第46号

○議長（宮崎 博君） 日程第12、議案第46号 平成28年度妹背牛町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）の件を議題とします。

議案を朗読させます。

○事務局長（滝本昇司君） （朗読、記載省略）

○議長（宮崎 博君） 提案理由の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（西山 進君） （説明、記載省略）

○議長（宮崎 博君） これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第3号

○議長（宮崎 博君） 日程第13、発議第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題とします。

説明は省略します。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（宮崎 博君） 討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 発議第4号

○議長(宮崎 博君) 日程第14、発議第4号 TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書の件を議題とします。

朗読は省略します。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

本案については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議員の派遣について

○議長(宮崎 博君) 日程第15、議員の派遣についての件を議題とします。

朗読をさせます。

○事務局長(滝本昇司君) (朗読、記載省略)

○議長(宮崎 博君) お諮りします。

議員の派遣についての件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣についての件は、承認することに決定しました。

◎日程第16 閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出について

○議長(宮崎 博君) 日程第16、閉会中の所管(所掌)事務調査の申し出についての件を議題とします。

各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の調査の申し出がありま

す。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(宮崎 博君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全部終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(宮崎 博君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長(宮崎 博君) 町長より挨拶の申し出がありましたので、ご紹介申し上げます。町長。

○町長(寺崎一郎君) ただいま宮崎議長さんのお許しを得ましたので、一言お礼を申し上げたいと思います。

議員の皆様におかれましては、平成28年第2回定例会に当たりまして全議員出席のもと、私どものご提案申し上げておりました案件につきまして精力的にご審議、ご審査を賜り、全議案議決確定をいただきましたことに心より感謝とお礼を申し上げます。先ほどいただきました一般質問等でのご提案、ご意見等を真摯に受けとめ、これからのまちづくりを進めていきたいと考えております。

今後各研修や夏場の行事が多くなりますが、議員の皆様におかれましては健康には充分留意され、それぞれの立場でのご活躍をご祈念申し上げ、お礼の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長(宮崎 博君) これで平成28年第2回妹背牛町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午後 2時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員